



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

社会福祉法人の将来と経営



全国社会福祉協議会 法人振興部

吉村 尚也

令和6年12月13日



本日の内容

1. 令和6年度補正予算(案)等について
2. 法人経営を取り巻く動向① 今後の事業展開
3. 法人経営を取り巻く動向② 法人制度改革等
4. 今後の法人経営

1. 令和6年度補正予算(案)等について



令和6年度 厚生労働省補正予算案のポイント

追加額 8,454億円（うち一般会計8,414億円、労働保険特別会計38億円、年金特別会計41億円）

※一般会計から年金特別会計への繰入があるため39億円が重複する。※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、欄数において合計と合致しないものがある。

I.医療・介護・障害福祉分野の更なる質上げの支援等、医師偏在是正に向けた対策の推進		2,861億円
○医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる質上げ等の支援	1,892億円	○介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援 46億円
○医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援	428億円	○医療・介護・障害福祉分野における食材料費・光熱水費等の支援 「重点支援地方交付金」の内数
○出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援	55億円	○医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育の実施及び医師のマッチングの支援等 109億円
○介護・障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援	223億円	
○訪問介護の提供体制の確保、障害者就労施設の経営改善等の支援	107億円	
II.持続的・構造的質上げに向けた支援等		313億円
○最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者向け生産性向上支援	297億円	○育児休業取得時等の業務代替支援及び男性の育児休業取得促進に向けた取組支援の拡充 制度要求
○生活衛生関係営業者の物価高等への対応に向けた価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施	5.9億円	○シルバー人材センター会員の就業環境の整備に向けた取組の強化 8.5億円
○フリーランスの就業環境の整備	0.9億円	等
III.創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給確保		442億円
○創薬エコシステム・創薬クラスターの発展支援	100億円	
○ファースト・イン・ヒューマン（F I H）試験実施体制の整備	7.9億円	
○国際共同治験のためのワンストップ窓口の設置	2.7億円	
○AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備	5.1億円	
○後発医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革	70億円	
○バイオ後継品に係る製造施設整備の支援	65億円	
○足元の供給不安へ対応するための医薬品の増産体制整備に係る緊急支援	20億円	
○医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援	14億円	
○抗がん剤の安定供給に向けた体制整備	3.6億円	
○血漿分画製剤の生産体制強化による国内自給、安定供給の確保支援	13億円	
○革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化	7.7億円	
○がん・難病の全ゲノム解析等の推進	114億円	
等		
IV.医療・介護DX等の推進		1,447億円
○全国医療情報プラットフォームや電子カルテ情報共有サービスの構築、電子処方箋の更なる全国的な普及拡大等の促進	274億円	
○診療報酬改定DXの取組の推進	104億円	
○マイナ保険証の利用促進に向けた取組	353億円	
○公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認の取組	106億円	
○介護情報基盤の整備等に向けた取組の強化	174億円	
等		
V.国際保健・次なる感染症に備えた対応等		1,022億円
○アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等	4.0億円	
○グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進	362億円	
○次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化	424億円	
等		
VI.国民の安心・安全の確保		2,205億円
○機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化等	6.4億円	
○女性の健康総合センターの体制の充実、相談支援体制の構築	6.9億円	
○臓器提供体制の強化のための医療機関への支援等	9.8億円	
○認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進及び認知症施策推進計画の策定支援等	3.4億円	
○障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組	47億円	
○居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等	66億円	
○地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化、官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化	22億円	
○足元の企業倒産の増加に対する未払資金立替払による対応	24億円	
○能登地域等に対する復興・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等	497億円	
○能登地域の雇用と事業を下支えするための支援	4.4億円	
等		

【〇介護分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名：介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（介護人材確保・職場環境改善等事業）

令和6年度補正予算案 806億円

老健局老人保健課
（内線3968）

① 施策の目的

- 〇 介護人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 〇 賃上げとともに、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

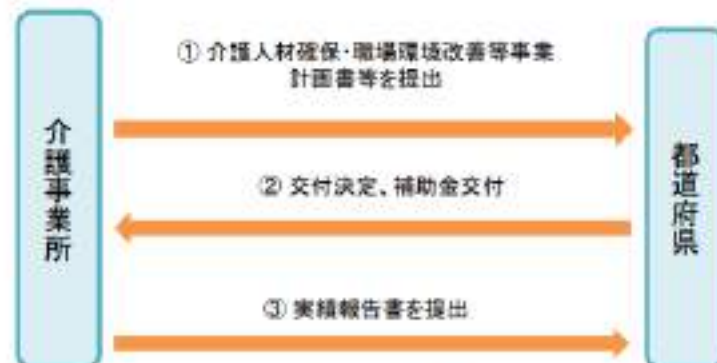
③ 施策の概要

- ・介護職員等処遇改善加算（※1）を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
※1 介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
- ・介護事業所において、その介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費（※2）に充てるほか、介護職員等（※3）の人員費に充てることを可能とする。
※2 介護助手等を募集するための経費や、職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など
※3 当該事業所における介護職員以外の職員を含む。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

■支給対象

- （1）介護職員等処遇改善加算の取得事業所
- （2）以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所
 - ① 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
→ 生産性向上推進体制加算の取得等に向けて、介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策の立案を行う
 - ② 訪問、通所サービス等
→ 介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる。

【〇障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

令和6年度補正予算案 258億円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3036)

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉人材確保・職場環境改善等事業)

① 施策の概要

- 〇 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 〇 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
- ※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
- ・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。
- ※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など
- ※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

■支給対象

- (1)福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所
 - (2)以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所
- <取組>
福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。

令和6年度 こども家庭庁 補正予算案の概要

<R6補正予算案:4,335億円>

「こどもまんなか」のバージョンアップ

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| 1. こどもまんなかアクションの加速等 | 6.7億円 |
| (1) 社会全体で子育てを応援する環境・意識の醸成 | |
| 2. こども・若者視点の現場主義の強化 | 6.8億円 |
| (1) こども・子育て支援の現場からの「声」を直接聞く取組の強化 | |
| (2) こども・若者の意見聴取に係る新たな仕組みの導入等 | 1.7億円 |
| (3) 若者団体への支援等 | 0.4億円 |
| (4) こどもの支援ニーズを把握するこどもデータ連携の推進 | 4.7億円 |
| 3. こども家庭庁におけるEBPMの強化等 | 0.2億円 |
| (1) 事業全体についてのEBPMの導入等 | |
| (2) アカデミア連携型のリサーチデザインとEBPMの実施 | 0.2億円 |

地域の若者の将来設計の可能性の最大化

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 1. 地域の若者のライフデザイン(将来設計)への支援 | 95億円 |
| (1) 地方の少子化対策事業への支援の拡充 | |
| (2) 民間企業等と連携したライフデザイン支援等 | 7億円 |
| (3) 若年世代を対象としたプレコンセプションケアの推進等 | 5億円 |
| 2. 地域で安心して妊娠・出産できる環境の整備 | 46億円 |
| (1) 妊娠・出産時の不安と負担の解消に向けた取組の強化 | |
| ・ 遠方で妊婦健診を受診する妊婦のための支援事業の創設 | |
| ・ 産後ケア施設の改修費等の支援 | |
| ・ 母子保健分野のデジタル化による負担軽減 | |
| (2) 新生児・乳幼児の保健の強化 | 27億円 |
| ・ 「1か月児・5歳児」健康診査等支援 | |
| ・ 新生児マスキング検査の強化 | |
| 3. 誰でも地域で無理なく子育てできる社会への転換 | 29億円 |
| (1) 放課後児童クラブの待機児童問題への対応 | |
| (2) 入院中のこどもの家族の付添いの環境改善 | 1.9億円 |

未来を担うこどものための質の高い成育環境の提供

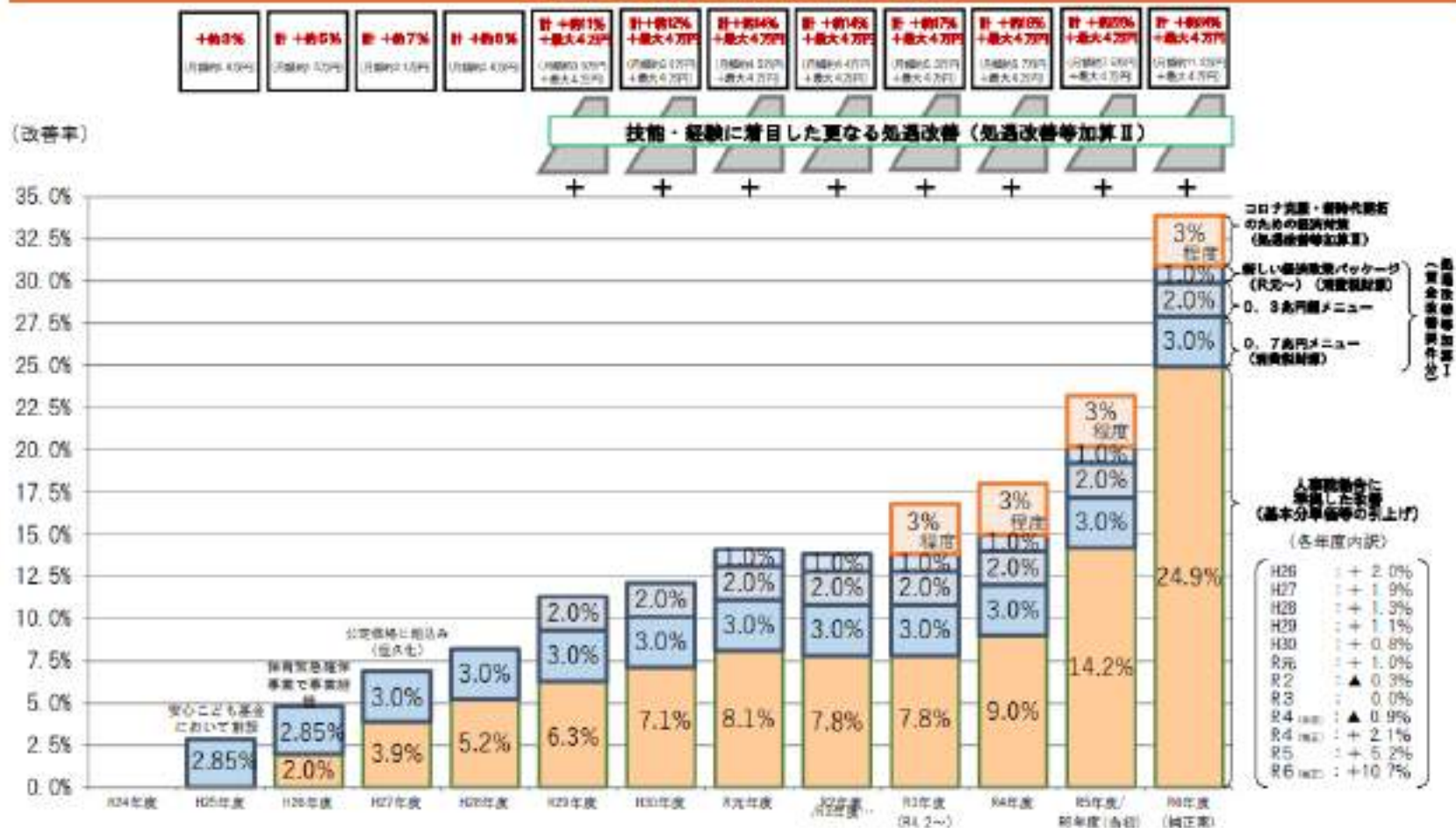
- | | |
|---|----------------|
| 1. 多様で質の高い保育の持続的な確保 | 2,117億円 |
| (1) 保育士等の処遇の抜本的な改善 | |
| (2) 利用者の保育所等の選択に資する情報提供の充実 | 1,150億円 |
| (3) 「はじめての100か月の育ちビジョン」の推進 | 1.5億円 |
| (4) 保育の提供体制の確保 | 1.4億円 |
| (5) 過疎地域における保育機能の確保・強化 | 840億円 |
| (6) 保育分野のデジタル化の推進 | 2.9億円 |
| 2. こどもの安心・安全の確保等 | 812億円 |
| (1) 改正子ども・子育て支援法及び子ども性暴力防止法の円滑な施行に向けた準備 | |
| (2) こどもの居場所づくりへの支援の強化 | 722億円 |
| (3) 保育所等の防災・減災対策の強化・加速等 | 4億円 |
| | 86億円 |

すべてのこどもの幸せを守り抜く

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| 1. いじめ・不登校対策等の強化 | 8億円 |
| (1) こどもの悩みを受け止め、つなぐ場に向けた取組 | |
| (2) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくり | 1億円 |
| (3) 地域における新たな不登校対策(不登校のこどもへの切れ目のない支援) | 4.1億円 |
| | 2.6億円 |
| 2. ひとり親家庭等への支援の強化 | 25億円 |
| (1) 民間企業と協働したひとり親家庭の就業・定着の一体的支援 | |
| (2) ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制の構築等 | 1.8億円 |
| (3) こども食堂等を広域的に支援する民間団体の取組への支援 | 3.2億円 |
| | 19億円 |
| 3. 困難に直面するこどもの幸せを守り抜く | 311億円 |
| (1) 地域におけるこどもホスピスへの支援 | |
| (2) ヤングケアラー支援の強化 | 3億円 |
| (3) 児童相談所等のICT化等を通じた児童相談所の体制強化 | 7.3億円 |
| (4) 児童福祉施設等の整備促進 | 7.6億円 |
| (5) こども家庭センター設置・機能強化 | 102億円 |
| (6) 児童養護施設等・障害児施設措置費の人員費の拡充等 | 1.1億円 |
| (7) 児童養護施設退所者等に対する自立支援 | 174億円 |
| (8) 共働き世帯等への支援 | 4.7億円 |
| | 0.6億円 |

このほか、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給、周知広報、円滑申請のためのサポート体制の構築 878億円

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施、令和4年10月以降は公立価格により実施(恒久化)

●物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金「重点支援地方交付金」

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

御中

事務連絡

令和6年11月29日

内閣府地方創生推進室
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

令和6年度補正予算（第1号）案の閣議決定を踏まえた 「重点支援地方交付金」の取扱い等について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）については、「重点支援地方交付金」の追加について」（令和6年11月22日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（以下「経済対策」という。）」（令和6年11月22日閣議決定）に、①低所得世帯支援枠について給付金の支援を行うとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれたことを踏まえ、本日閣議決定された令和6年度補正予算（第1号）案において、1兆908億円（低所得世帯支援枠：4,908億円、推奨事業メニュー分：6,000億円）が追加計上されました。

今般の措置の概要は別添1のとおりです。また、重点支援地方交付金に関する現時点の暫定的な取扱いについて、下記のとおり整理しました。なお、これらは、今後の国会で補正予算が成立することが条件となり、現時点で成立を予断するものではありませんが、地方公共団体における可能な限り早期の予算化に向けた検討を進めていただくため、参考としてお示しするものです。国会において補正予算が成立した場合には、改正後の制度要綱や交付限度額、手続き等については後日改めて通知します。

地方公共団体におかれましては、上記を踏まえ、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、可能な限り早期の予算化に向けた検討を引き続き進めていただきますようお願いいたします。

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 0. 5兆円、②推奨事業メニュー 0. 6兆円)

※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。

- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

重点支援地方交付金

追加額1.1兆円(Ⅰ及びⅡの合計)

Ⅰ.低所得世帯支援枠(0.5兆円)

- ・低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。
- ・住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

Ⅱ.推奨事業メニュー(0.6兆円)

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯に対しては上記1による支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

2. 法人経営を取り巻く動向①

～今後の事業展開～



1. 全世代型社会保障に向けて

全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日）（概要）

全世代型社会保障の基本的考え方

1. 目指すべき社会の将来方向

①「少子化・人口減少」の流れを変える

- ・少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給（生産）及び需要（消費）の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、国の存続そのものにかかわる問題
- ・子どもを生み育てたいという個人の希望を叶えることは、個人の幸福追求の支援のみならず、少子化・人口減少の流れを大きく変え、経済と社会保障の持続可能性を高め、「成長と分配の好循環」を実現する上で社会全体にも大きな福音
- 最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備すること。子育て費用を社会全体で分かち合い、子どもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境の整備が急務

②これから続く「超高齢社会」に備える

- ・働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、経済社会の支え手となる労働力を確保する
- ・社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応する

③「地域の支え合い」を強める

- ・独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化、孤独・孤立の深刻化等を見据え、人々が地域社会との中で安心して生活できる社会の構築が必要

2. 全世代型社会保障の基本理念

①「将来世代」の安心を保障する

「全世代」は、これから生まれる「将来世代」も含む。彼らの安心のためにも、負担を先送りせず、同時に、給付の不断の見直しが必要。

②能力に応じて、全世代が支え合う

年齢に関わらず、全ての国民が、能力に応じて負担し、支え合うことで人生のステージに応じ、必要な保障の提供を目指す。

③個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする

社会保障は、リスク等に社会全体で備え、個人の幸福増進を図るとともに、健康寿命の延伸等により社会全体も幸福にする。

④制度を支える人材やサービス提供体制を重視する

人材確保・育成や働き方改革、処遇改善、生産性向上、業務効率化に加え、医療・介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築が必要。

⑤社会保障のDXに積極的に取り組む

社会保障給付事務の効率化、新サービスの創造等のため、社会保障全体におけるデジタル技術の積極的な活用を図ることが重要。

3. 全世代型社会保障の構築に向けての取組

○時間軸の視点

2040年頃までを視野に入れつつ、足元の短期的課題とともに、当面の2025年や2030年を目指した中長期的な課題について、「時間軸」を持って取組を進めていくことが重要。（「今後の改革の工程」を提示。）

○地域軸の視点

社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することが重要。

1. 全世代型社会保障に向けて

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程) (令和5年12月・閣議決定)

社会保障制度の直面する課題

足下の経済・社会構造の動向を踏まえ、2040 年頃までを展望すると、社会保障制度は大きな課題に直面。

- 2022 年に生まれたこどもの数は統計開始以来、最低の数字（77 万 759 人）となり、ピークの3分の1以下にまで減少。また、2022 年の合計特殊出生率は、1.26 と過去最低となり、くわえて、少子化のスピードが加速している中で、少子化による中長期的な社会保障を含む経済社会の「支え手」の深刻な不足が懸念される
- 少子化に加え、更なる高齢化が同時に進行することで、人口減少により今後更に労働力が減少し、人材不足が恒常化していく中で、介護、保育を始め各分野において、より深刻となる人材不足への対応を急がなくてはならない
- 長年のデフレ・低インフレの下で定着した「物価や賃金は上がらない」という国民や事業者の意識は変化してきており、30 年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、足下では経済の先行きに前向きな動きが見られていることに留意する必要
- これからも続く「超高齢社会」等により、社会保障給付は引き続き増加。一方、国民一人一人の多様なニーズに対応するサービスを利用できる環境を創出する必要。こうした中で、医療介護の保険料負担の増加や財政面からの社会保障の持続可能性への対処も必要である。社会保障の問題は、日本社会の持続可能性の問題に直結し得るということも認識する必要

1. 全世代型社会保障に向けて

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程) (令和5年12月・閣議決定)

改革の方向性や実施における留意すべき点

- 目指すべき社会の将来方向として「少子化・人口減少」の流れを変えることが重要。2030年までをラストチャンスと捉え、戦略の「加速化プラン」を着実に進めていくことにより、少子化トレンドを反転させる必要。
- 大胆な少子化対策によって人口減少の流れを変えとしても、労働力の減少は当面続く。労働需給のひっ迫は、市場原理により構造的に賃金を上昇させる要因となる。特に労働集約的な特徴を持つ医療・介護サービスにおいては、経営情報の見える化とあわせた処遇改善とともに、医療・介護現場での生産性の向上や業務の効率化がますます重要。
- 「全世代型社会保障」を実現していくためには、女性や高齢者を始めとする意欲のある方々の多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要。その前提として、特に健康づくりの取組を強化して、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に取り組み、健康寿命の延伸等を図ることも求められる。
- 社会保障の持続可能性を高めていく取組が必要である。社会保障は格差の是正や貧困の解消を図り、消費や「人への投資」を活発にすることができることや、社会保障における給付と負担は表裏一体のものであることについての認識も浸透させる必要
- D X (デジタルトランスフォーメーション)、A Iのような新しい技術を徹底的に社会実装することで、これまではできなかった改革を実行に移すことが可能となることを期待

1. 全世代型社会保障に向けて

少子高齢・人口減少社会の到来、2040 年に向けて、
地域軸の視点（それぞれの地域の特性）も踏まえ、
介護・障害・福祉や医療も含めた横断的な提供体制の在り方についても議論

全世代型社会保障構築会議の今後の進め方（案）

資料2

全世代型社会保障構築会議（第18回） 令和6年5月27日

■ こども・子育て支援関係

- 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度に向けて、当面は「こども未来戦略」に沿って対応

■ 働き方に中立的な社会保障制度等関係

- 3 か月に1 度程度議論
- 年度内は年金部会（社会保障審議会）における検討状況報告、海外の動向等について有識者等からのヒアリング等を実施

■ 医療・介護制度の改革関係

- 予算編成の進捗に応じ、年3 回程度議論
- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に記載された項目の検討・進捗状況についてのフォローアップを基本

■ 地域共生社会関係

- 3 か月に1 度程度議論
- 単身高齢者等への支援のあり方のほか、地域軸の視点に基づき、介護・障害・福祉や医療も含めた横断的な提供体制の在り方についても議論

2. 骨太の方針2024

経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日・閣議決定)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築

(医療・介護サービスの提供体制等)

- 高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応するため、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保するとともに、医療・介護DXの政府を挙げての強力な推進、ロボット・デジタル技術やICT・オンライン診療の活用、タスクシフト／シェア、医療の機能分化と連携など地域の実情に応じ、多様な政策を連携させる必要がある。
- 国民目線に立ったかかりつけ医機能が発揮される制度整備、地域医療連携推進法人・**社会福祉連携推進法人の活用**、救急医療体制の確保、持続可能なドクターヘリ運航の推進や、居住地によらず安全に分べnderる周産期医療の確保、都道府県のガバナンスの強化を図る。
- 人口減少による介護従事者不足が見込まれる中で、医療機関との連携強化、介護サービス事業者のテクノロジーの活用や協働化・大規模化、医療機関を含め保有資産を含む財務情報や職種別の給与に係る情報などの経営状況の見える化を推進した上で、処遇の改善や業務負担軽減・職場環境改善が適切に図られるよう取り組む。また、必要な介護サービスを確保するため、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進めるとともに、地域軸、時間軸も踏まえつつ、中長期的な介護サービス提供体制を確保するビジョンの在り方について検討する。

3. 規制改革

規制改革実施計画(令和6年6月21日・閣議決定)

(6) 健康・医療・介護

16 介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルール防止等

- 高齢化とともに、高齢者を含む人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、利用者の生活に支障を及ぼしかねないサービスの中断・停止等を回避するためには、介護・保育・障害福祉分野の事業者（社会福祉法人を含む。以下「介護事業者等」という。）の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継（以下「経営力強化等」という。）が必要である。
- 経営力強化等の手段は多様であり、どの手段を選択し、必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは介護事業者等の経営判断で行われるものであるが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。

3. 規制改革

規制改革実施計画(令和6年6月21日・閣議決定)

- 一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。
- ・ 介護事業者等の合併、事業譲渡等に関して、地方公共団体によっては、肯定的に捉えていないところがあったり、あるいは、介護事業者等にとって、公開情報で知り得る事例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。
- ・ 介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続（合併、事業譲渡等に伴う手続を含む。以下同じ。）について、特に、介護保険法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題である。
- ・ 合併、事業譲渡等に関して事例が少ないこともあり、知見が乏しく、許認可に関する手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。
- ・ 地方公共団体による不適切なローカルルール（独自の規律に係る様式、添付書類、各種申請に関して同分野の事業者と地方公共団体が行う事前相談及びその他運用に関する事項を含む。以下同じ。）がある場合には、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要の手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。

3. 規制改革

規制改革実施計画(令和6年6月21日・閣議決定)

- 以上を踏まえ、介護事業者等の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手續に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。
 - a. こども家庭庁及び厚生労働省は、合併、事業譲渡等の事例及びその内容について介護事業者等による情報収集を容易にすることで、介護事業者等が自らの経営力強化等の選択肢として、合併、事業譲渡等を前向きに検討・実施可能なものであることの理解を促すとともに、地方公共団体が否定的に捉えるべきものではないことを明確化し、併せて、不適切なローカルルールによる介護事業者等の負担増を回避するため、介護事業者等及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手續に関する手順や処理期間、合併、事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的、効果等を記載したガイドライン等を作成・公表する。

3. 規制改革

規制改革実施計画(令和6年6月21日・閣議決定)

a. (前掲)

b. 厚生労働省は、社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、社会福祉法人の合併認可件数は年間 10~20 件程度、また、事業譲渡等に係る認可又は届出件数は数十件程度で、それぞれ推移するなど事例が少ないことに起因して、必要な手続について地方公共団体の理解に差が生じていることや、地方公共団体による不適切なローカルルールがある場合には、社会福祉法人にとって、合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重いとの指摘を踏まえ、社会福祉法人の予見性向上並びに社会福祉法人及び地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地方公共団体の実態も踏まえつつ、厚生労働省が令和2年3月に策定した合併・事業譲渡等マニュアル（以下「マニュアル」という。）を見直し、公表する。その際、社会福祉法人が合併、事業譲渡等の検討から各種指定申請までの各種手続の処理期間の目安等を記載することにより、合併、事業譲渡等を検討し、又は実施しようとする社会福祉法人及び当該社会福祉法人による手続の許認可等（当該手続に関する相談を含む。）を行う地方公共団体にとって必要な手続や期間が明確となり分かりやすく有用なものとなるよう留意する。あわせて、社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、簡略化（事業所の職員に変更がない等、実質的に継続して運営されると認められる場合における手続及び提出書類を不要又は省略可能とすることを含む。）も検討し、その結果を踏まえ、当該マニュアルに記載することで事務負担の軽減を図るものとする。

3. 規制改革

規制改革実施計画(令和6年6月21日・閣議決定)

- a. (前掲)
 - b. (前掲)
 - c. こども家庭庁及び厚生労働省は、介護サービス事業者が老人福祉法の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する届出関連文書等や、保育事業者が児童福祉法等の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する認可申請関連文書等について、介護事業者等の事務負担軽減の観点から、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、保育事業者、介護サービス事業者が全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずる。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式等が定められている介護保険サービスや障害福祉サービスと共通化可能な部分はそれぞれ共通化することを基本とする。
- なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

3. 規制改革：全国経営協の提言

- 規制改革推進会議 第10回 健康・医療・介護ワーキング・グループ(令和6年4月26日)でヒアリング・提言

地域の福祉を守り抜く未来志向の事業展開に向けて

【地域のニーズに即した事業展開】

地域のセーフティネットを守り抜くための事業展開の促進

【制度・分野を越えた経営資源の有効活用】

資金、人材・設備等の弾力的な運用

分野を越えた賃金改善原資(加算等)の配分

施設整備・修繕のための交付金(補助金)の効果的な運用

【手続の標準化、事務負担等の軽減】

法人、事業毎の認可・指定等の標準化、DX化の促進

所轄庁の理解促進(マニュアル等の普及)、窓口の一元化

地域ニーズに即した事業展開

制度面での主な課題

- 補助金適正化法や資金使途の制約等により柔軟な事業展開が困難
- 職員の専従要件による専門ノウハウを効率的に活用できない
- 施設の設備・機能を柔軟・効率的に他分野(制度・サービス)に活用できない
- 賃金改善の仕組み(加算等)が制度毎に異なり、給与の統一等が困難 等

制度・分野を越えた経営資源の有効活用が必要

資金、人材・設備等の弾力的な運用

分野を越えた賃金改善原資(加算等)の配分

施設整備・修繕のための交付金(補助金)の効果的な運用

資金の使途制限（例）

	使途制限の内容	措置施設	保育所	介護老人福祉施設	障害者・児施設
社会福祉事業	施設整備等の借入の償還	△	△	○	○
	積立金の積立	△	△	○	○
	他社会福祉事業への繰入	△	△	○	○
	同種別事業への貸付	△ (同一年度内)	△ (同一年度内)	○	△ (同一年度内)
	異種別事業への貸付	△ (同一年度内)等	△ (同一年度内)等	△ (同一年度内)	△ (同一年度内)
	前期末支払資金残高の使用が認められる範囲	△ ①当該施設での取崩使用 ②本部運営費 ③他の社会福祉事業 ④公益事業	△ ①当該施設での取崩使用 ②本部運営費 ③他の社会福祉事業及び施設整備費 ④公益事業	○ *事業活動資金収支差額が黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲	○
公益事業会計への繰入		△	△	○	○
収益事業への繰入		■	■	■	■
法人外への資金の流出(貸付を含む)		■	■	■	■

○:使途制限なし △:要件、限度額等あり ■:社会福祉法人・事業の趣旨、公益性等を踏まえ不可

地域ニーズに即した事業展開

手続面での主な課題

- 事業毎の認可・指定等の様式等が自治体によって異なる
- 同様の情報を複数回にわたって記載・提出する必要がある
- 法人認可(変更等)とともに、事業毎の認可・指定(変更等)を行う必要がある
- ワンストップで手続等が進められない、事務負担も大きい
- 合併・事業譲渡等について所轄庁の理解に差がある
- 手続きに時間がかかる、必要な支援が受けられない

等

手続の標準化、事務負担等の軽減がさらに必要

法人、事業毎の認可・指定等の標準化、DX化の促進

所轄庁の理解促進(マニュアル等の普及)、窓口の一元化

参考：地域ニーズに即した事業展開に係る主な課題・事例等

- 地域のニーズに応じて、高齢・障害福祉、子ども・子育て等の事業を複合的かつ効果的に実施しようとする場合、相互の資金融通や制度・事業毎の利用定員、人員配置や設備等に係る基準が弾力化され、経営資源を有効に共有することで効率的なサービス提供が可能となる。
- 合併・事業譲渡等を進めるうえで、地域や利用者の理解、法人間の合意や信頼関係はもとより、法人の規定や仕組みの統合・調整が必要となり、人材確保の観点からは、従業員の承継、雇用確保や処遇、従業員との交渉や調整が重要となる。また、具体的な進め方、スケジュールを十分に検討するとともに、所轄庁との許認可に関する相談や調整も必要となるため、全体的に時間と労力・コストを要するものであり、事務体制等の確保も必要である。
- 社会福祉事業に要する基本財産の処分等が必要な場合※(次項参照)には、所轄庁の承認と国庫補助により取得した財産の処分に係る承認、借入債務等に係る各種手続も必要となるが、国庫補助と地方の交付金事業等による場合の要件や手続・書類等が異なり、準備と手続等が煩雑となり負担が大きい。
- 合併・事業譲渡等による組織統合において、給与をはじめとする勤務条件の調整が人材確保等の観点から重要となるが、基本給はもとより制度・種別が異なる事業を統合する場合に、処遇改善加算等の仕組みの違いによる給与規程等の相違や複雑化の調整に苦慮する。
- 社会福祉法人の認可等の所管と高齢・障害福祉、子ども・子育て等の所管、双方での相談や手続きが必要となるため、時間がかかり、法人内の手続や書類作成などの事務負担が大きい。また、所轄庁が合併・事業譲渡等の相談や手続きを実施したことがない場合には、確認しながらの手続、書類提出等となるため時間を要する。
- 施設・事業所の所在(所轄)する自治体異なる場合、双方の自治体への手続きも必要となるため負担が大きくなる。また、提出情報の重複、関係書式や添付資料に相違がある場合もあり、情報共有の仕組みや書式等の標準化が必要である。

参考：地域ニーズに即した事業展開に係る主な課題・事例等

社会福祉法人が受けた国庫補助金の財産処分（譲渡）の例示

国庫補助金の取り扱い

- 社会福祉法人が国庫補助金を受けて取得した財産を処分する際には、厚生労働大臣等の承認が必要となる。
- 承認にあたっては、交付した国庫補助金に相当する額の返還（国庫納付）や、返還を求めない場合であっても処分を制限するなどの条件が付される。
- 国庫補助金を返還しないための無償譲渡は、法人外流出の可能性があることに特に注意する必要もある。

形態	有償 無償 の別	補助金の取扱			再処分に 関する条件	
		国庫納付の有無		財産処分納付金の額		
補助事業実施 期間が 10 年 以上経過して いる場合 (※1)	無償	無	特定の事業に 活用する場合	－		10 年間の処 分制限期間
		有	上記以外	残存年数納付額		－
	有償	有		譲渡額に総事業 費に補助金の割 合を乗じた額 (※2)	特定の事 業に活用 する場合	－
				残存年数納付額	上記以外	－
補助事業実施 期間が 10 年 未満の場合	無償	有	残存年数納付額			－
	有償					－
補助事業と同 一事業を 10 年以上継続す る場合	無償	無		－		10 年間の処 分制限期間
	有償	有		譲渡額に総事業費に補助金 の割合を乗じた額 (※2)		－

※ 1 補助事業に係る社会資源が当該地域において充実していることが前提

※ 2 残存年数納付額を上限

出典：厚生労働省 社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」(令和2年9月)

4. デジタル行財政改革会議

協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ
(令和6年6月18日・デジタル行財政改革会議)

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1 法人 1 拠点といった小規模経営について、協働化・大規模化等による経営改善の取組が必要。
 - こうした経営改善の取組を推進するため、経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を講じる。
 - すべての介護関係者に協働化・大規模化等の必要性和その方策を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信する。
- (厚生労働省 HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等)

4. デジタル行財政改革会議

協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ (令和6年6月18日・デジタル行財政改革会議)

①「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）や（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底

②「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化（※1）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
- 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
- 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
- 役員の退職慰労金に関するルールを明確化（※2）（事務連絡の発出）

※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

③「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）

5. 関連する国の調査研究事業①

介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた 経営の協働化・大規模化に関する調査研究

(1)事業の背景と目的

- ・ 本事業は、介護事業者による協働化・大規模化の事例を把握した上で、ヒアリング等により好事例や課題等の実態を明らかにし、小規模法人を含む介護事業者の協働化等を促進させるための方策とポイントを手引きとしてまとめることを目的とします。

背景

- ・ 高齢化の進展に伴い介護保険サービスの利用者が今後も増加する一方で、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれており、制度の持続可能性を支える介護人材の確保は喫緊の課題となっている。
- ・ その中でも、いわゆる1法人1施設の小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保や生産性向上の取組が難しい法人も多い中、協働化・大規模化等は有効な手段の一つであると考えられることから、小規模法人をはじめとする介護事業者が協働化・大規模化等を通じた働きやすい職場環境づくりの取組を促進させていくことが重要である。
 なお、令和2年度の社会保障審議会介護給付分科会や令和4年度の介護保険部会においても、経営の大規模化や協働化等の促進について意見が出されているほか、令和6年度のデジタル行財政改革会議において、厚生労働省から「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」が示されているところである。
- ・ また、令和6年度に出された「規制改革実施計画」においても、合併・事業譲渡等については、「介護事業者等の合併、事業譲渡等に関して、「地方公共団体によっては、肯定的に捉えていないところがあったり、あるいは、介護事業者等にとって、公開情報で知り得る事例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難」や「介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、特に、介護保険法等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題である」、「合併、事業譲渡等に関して事例が少ないこともあり、知見が乏しく、許認可に関する手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。」といった指摘があるとされている。
- ・ 他方で、協働化等の取組方法は普及しておらず、介護事業者が協働化等に取り組む際の参考とする手引き等が作成されていない状況である。

目的

以上の背景を踏まえ、本事業は、介護事業者による協働化・大規模化の事例を把握した上で、ヒアリング等により好事例や課題等の実態を把握し、小規模法人を含む介護事業者の協働化等を促進させるための方策の検討に必要なポイントを手引きとしてまとめることを目的とする。

6. 関連する国の調査研究事業②

人口減少社会を見据えた 高齢者施設等の整備に関する調査研究事業

(1) 背景・問題意識

① 人口急減社会と介護人材不足への対応

● 2070年予測 (『日本の将来推計人口(令和5(2023)年推計)』)※1

<2070年予測※2>

- ・総人口の急減
- ・15～64歳人口の割合の急減
- ・65歳以上人口(高齢化率)の増加

1. 総人口	
2020年=1億2,615万人	⇒ 2070年=8,700万人 (-31.0%)
2. 年齢別人口	
0～14歳人口	⇒ 2070年=797万人 (-47.0%)
15～64歳人口	⇒ 2070年=4,535万人 (-39.6%)
65歳以上人口	⇒ 2070年=3,367万人 (+8.8%)

● 2050年予測 (『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』)※3

- ・後期高齢者人口の増加率は、地域によって差が大きい
- ・都市部:2050年にかけて減少後、2050年以降、75歳以上人口が急増
- ・地方部:減少(すでに高齢化と人口減少がピークを迎えている東北、中国、四国等)

● 高齢者が抱えるニーズ

- ・要介護度が中重度の高齢者や、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加
- ・認知症高齢者数が584万人超、MCI患者が612万人超になるとの推計 ※4
- ・生活支援(掃除、洗濯、食事の準備等)を必要とする高齢者の増加 ※5

6. 関連する国の調査研究事業②

②人口減少社会をみすえた介護サービス基盤整備の推進に向けて

- ・ 今後は、住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性を踏まえながら、適切に介護サービス基盤整備を進めていくことの必要性や、既存施設の有効活用等の重要性等が指摘されている^{※6}。

③高齢者施設整備の現状

- ・ 2000(平成12)年の介護保険法後施行、高齢者の多様な医療、介護、住まい、生活支援ニーズ等に対応し、全国的に整備推進されてきた(個室・ユニット化の創設、地域密着型サービスの創設、住まいの提供を含めた地域包括ケアシステムの理念の創設・推進等)。
- ・ 一方、特に、ゴールドプラン(1989(平成元)年「高齢者保健福祉推進十か年戦略」)の時期に建設された高齢者施設も相当数あると推測されるが、施設の老朽化や改修、大規模修繕の状況や必要性等を把握している全国的な統計データは見当たらない。
- ・ また、現行の地域医療介護総合確保基金(介護分)や介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業等の整備・補助メニューは施設の整備促進への補助が前提になっており、定員数の縮小や用途変更等は対象とされていない。



- ・ 限りある資源で増大する多様なニーズに対応する体制整備や負担のありかたに向けた、早急な検討が必要。
- ・ 今後は、事業所による将来をみすえた経営判断に加え、市町村や都道府県、事業者が一体となって介護サービス基盤整備を検討する場の設定や、介護保険事業(支援)計画への記載による計画的な推進、進行管理等を同時に進めることが重要。

7.「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

内閣府作成

経済の現状・課題

- 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- 国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

経済対策の基本的考え方

①賃金・所得の増加に向けた経済の成長、②物価高への対応、③安心・安全の確保の重要課題に対し、速やかに万全の措置を講ずる。

3本の柱

第1の柱

全ての世代の
現在・将来の賃金・所得を増やす
日本経済・地方経済の成長

- 賃上げ環境の整備
中堅・中小企業の生産性向上（足元の賃上げ）
- 地方創生2.0（全国津々浦々の賃金・所得増加）
- 成長力の強化（将来の賃金・所得増進）

第2の柱

誰一人取り残されない
成長型経済への移行に道筋をつける
物価高の克服

- 物価高の影響を受ける低所得者への支援
- 地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- 物価高の影響を受ける業種の支援
- エネルギーコスト上昇への耐性強化

第3の柱

成長型経済への移行の礎を築く
国民の安心・安全の確保

- 自然災害からの復旧・復興
（能登半島地震等への対応も含む。）
- 防災・減災及び国土強靱化
- 外交・安全保障環境の変化への対応
- 都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- こども・子育て支援、女性・高齢者の活躍・参画推進 など

経済対策のねらい

デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。

日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。

総合経済対策（2024年11月22日閣議決定）における賃上げのための政府の取組

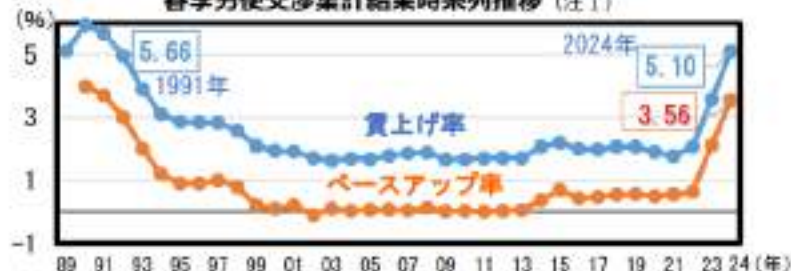
資料1

- 物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させる。
- 価格転嫁の円滑化や省力化等の環境整備や経営基盤の強化・成長に向けた支援を充実。

現状

- 春季労使交渉では、賃上げ率は33年ぶりの高水準。
- 2024年度の改定後の最賃は全国平均で1,055円。

春季労使交渉集計結果時系列推移（注1）



最低賃金全国加重平均の推移（注2）（前年度比、%）



取組例

価格転嫁等の取引適正化の推進

- 下請法改正の検討
- 下請法の執行強化
- 労務費指針遵守状況の実態調査・改善措置を年末までに完了等

省力化・デジタル化投資の推進による生産性向上

- 中小企業生産性革命推進事業（設備投資、IT導入、販路開拓、円滑な事業承継・引継ぎ等の支援）の更なる充実
- カタログ式に加え、オーダーメイド型の省力化投資の支援
- 中小企業のソフトウェア導入・会計事務IT化の支援
- 中堅・中小企業に対する拠点新設・大型設備投資の支援
- 業務改善助成金・賃上げ税制を通じた賃上げ・生産性向上支援
- 物流・交通、建設、観光、保育、医療・介護・障害福祉等の分野での生産性向上支援等

人材・経営の基盤整備

- 三位一体の労働市場改革（リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動円滑化）
- 事業承継・M&Aの支援等

物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着

2020年代に最賃の全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続

注1：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

注2：厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」により作成。

8. 財政審 秋の建議

I : 総論

令和7年度予算の編成等に関する建議
(令和6年11月 財政制度等審議会)

1. 経済の新たなステージへの移行に向けて

我が国の経済は、

- 個人消費は力強い回復には至っていないものの、春闘の賃上げ率は過去30年で最大、企業収益は過去最高を更新、物価上昇はコストプッシュ型から基調的なものへと変化。
- 名目・実質GDPは過去最高水準、GDPギャップは改善するなど、もはやコロナ禍とは異なり、新たなステージに向けた芽吹きが見られる。他方、人口減少が進む中、デフレ脱却を確実にするためにも、潜在成長率の引上げが急務であり、労働生産性の向上や資本投入の増加を通じて、民需主導の持続的な経済成長を実現していくことが不可欠。

2. 新たなステージにおける課題

経済の新たなステージへの移行が進む中、

- 他の先進国と同様、歳出構造の平時化に取り組む必要。
- 物価上昇局面では、予算面においても経済・物価動向等に一定の配慮が必要。他方で、これに伴う社会保険料等の国民負担増や金融政策の調整度合いとの整合性に留意が必要。
- 金利上昇局面では、利払費の増加が懸念されることに加え、企業・政府の資金調達コストが上昇することもあり、企業の投資効率向上や政府の投資効果も見据えた政策運営が必要。また、銀行の国債消化余力の度合いや海外投資家の国債保有割合の上昇等を踏まえ、国債を安定的に消化できる環境維持のための政策努力が不可欠。
- これまで金融危機や自然災害等の有事が一定の頻度で発生。今後想定外の有事が発生した場合にも、十分な財政措置を講じることができるよう、財政余力の確保が重要。

3. 今後の財政運営

- 骨太方針2024等を踏まえ、~~2025年度のプライマリーバランス黒字化目標の達成に向けて取り組むのみならず、それを一里塚として、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを前進させる必要。~~
- ~~EBPMによる予算の中身の重点化や施策の優先順位付けを徹底~~することで、予算の質を高めていくことが重要。
- 今後財政健全化に取り組んでいくに当たっては、財政の現状や課題に対する国民の理解を醸成し、議論を喚起していくことが重要。

Ⅱ：各論

令和7年度予算の編成等に関する建議
(令和6年11月 財政制度等審議会)

1. 社会保障

総論：令和7年度予算編成に向けて、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」を財源を確保しつつ着実に実施するとともに、全世代型社会保障の構築に向けた「改革工程」について、出来るものから着実に実現し、医療・介護の持続性を確保しつつ、現役世代の負担を最大限抑制する。

少子化対策・子育て：少子化の進展が更に加速していることを踏まえ、スピード感をもって施策を充実するとともに、EBPMを強化して施策の実施状況を検証し、より効果の高い政策に重点化するなど不断の見直しを行うべき。

医療

(創薬力強化)

- 革新的新薬とそうでないものとの間での、薬価における更なるメリハリを効かせた評価を行うことで、革新的新薬を開発・製造する製薬企業の成長を一層促進する一方、長期収載品に依存する企業の再編を促すべき。
- 創業の事業化フェーズに応じ、必要な財源を確保しながら、包括的な支援を継続的に実施する必要。

(薬価改定)

- 現役世代の保険料負担軽減を含め、国民皆保険制度の持続可能性を確保するとともに、創薬イノベーションの推進を図っていく観点から、対象品目を拡大することや既収載品の改定ルールを全て適用することを含め、毎年薬価改定を着実に実施すべき。

(医師偏在対策)

- 外来医師多数区域での保険医の新規参入の一定の制限や既存の保険医療機関も含めた需給調整を行う仕組みの創設等(規制的手法)と、客観的な基準に照らして、ある地域の特定の診療科に係る医療サービスが過剰であると判断された場合の診療報酬上のディスインセンティブ措置等(経済的インセンティブ)とを組み合わせ、実効性のある医師偏在対策に取り組むべき。

(制度の持続可能性を確保していくための更なる改革)

- 質の高い効率的な医療の提供、保険給付範囲の在り方の更なる見直し、年齢ではなく能力に応じた負担とすることを含めた高齢化・人口減少下での負担の公平化について、中長期的な課題も視野に入れつつ、引き続き取り組む必要。

介護：制度の持続性確保のための改革を進めるべき(生産性の向上、多床室の室料負担の見直し、利用者負担の見直し等)

年金：働き方に中立的な制度の構築を目指すとともに、高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化を図るため、被用者保険の適用拡大、基礎年金の給付水準の低下への対応等の改革に取り組むべき。

生活保護：生活扶助基準改定は、一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図るべき。医療扶助の適正化の取組を更に進めるべき。

Ⅱ. 令和7年度（2025年度）予算編成の課題

1. 社会保障

③ 社会保障関係費のメリハリある対応

社会保障給付は保険料によるほか、公費（国費・地方費）で賄われている。この国費に相当する社会保障関係費については、過去9年間、いわゆる歳出の目安の下で制度改革を行いながら、メリハリある予算編成を実施してきた。

令和6年度予算においても、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめるとの枠組みの下で、少子化対策の充実や経済・物価動向等を踏まえた年金スライド、報酬改定による医療・介護・障害福祉・保育の分野の現場で働く幅広い職員の処遇改善のための対応²⁸等について、必要な財源を確保した上で措置している。令和7年度予算においても、引き続きメリハリある予算編成を行っていく必要がある。〔資料Ⅱ－1－8参照〕

²⁸ 医療・介護等については、令和6年度（2024年度）2.5%、令和7年度（2025年度）2.0%のベースアップを実現するために必要な水準を措置しており、これは、医療従事者の場合、定昇分を入れれば、令和6年度（2024年度）4.0%程度、令和7年度（2025年度）3.5%程度に当たる。
さらに、これに加え、高齢化等に伴う医療・介護費等の増加による収入増を活用し、賃上げを行うことが可能。〔資料Ⅱ－1－9参照〕

2024年度の報酬改定等における賃上げ対応

資料Ⅱ-1-9

- 2024年度の報酬改定等においては、医療・介護・障害福祉・保育の分野の現場で働く幅広い方々の処遇改善のための対応を実施。
- 医療・介護等については、R6年度2.5%、R7年度2.0%のベースアップを実現するために必要な水準を措置しており、これは、医療従事者の場合、定昇分を入れれば、R6年度4.0%程度、R7年度3.5%程度に当たる。さらに、これに加え、高齢化等に伴う医療・介護費等の増加による収入増を活用し、賃上げを行うことが可能。

<診療報酬>

改定率

+ 0.88%

(※令和6年度予算額：国費+822億円)

① 看護職員、リハビリ専門職等の医療関係職種の賃上げ

+ 0.61%

※ 2024年度ベア 2.5%、2025年度ベア 2.0%

② 入院時の食費の見直し

+ 0.06%

※ 1食当たり30円の引上げ。

③ 効率化・適正化

▲ 0.25%

※ 診療所を中心に、生活習慣病等に関する管理料、処方箋料等の再編等による効率化・適正化を行う。

④ その他本体改定率

+ 0.46%

(①以外の賃上げ分+0.28%程度を含む)

各科改定率

医科 + 0.52%

歯科 + 0.57%

調剤 + 0.16%

※ ①に含まれない、40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げ分を含む

<介護報酬改定>

○ 改定率

+ 1.59%

(※令和6年度予算額：国費432億円)

・ 介護職員の処遇改善 + 0.98%

※ 2024年度ベア 2.5%、2025年度ベア 2.0%

・ その他の改定率

+ 0.61%

※ 賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

○ このほか、改定率の外枠

+ 0.45%相当

・ 処遇改善加算の一本化による賃上げ効果

・ 光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果

○ 合計

+ 2.04%相当

<障害福祉サービス等報酬改定>

○ 改定率

+ 1.12%

(※令和6年度予算額：国費162億円)

※介護並びの処遇改善の実施を含む

○ このほか、改定率の外枠

・ 処遇改善加算の一本化による賃上げ効果等

○ 合計

+ 1.5%を上回る水準

<保育士等の処遇改善>

○ 人事院勧告に準拠した処遇改善 + 5.2%

イ) 保育の公定価格

保育の公定価格については、子ども・子育て支援新制度の下で、5年に1度、見直しが行われることとされており、本年はその改定年にあたる。それに先だって行われた財務省の予算執行調査³³によれば、施設類型別の収支差率に開きがあり、特に地域型保育事業の収支差率が突出していることや、恒常的に定員を超過している施設の収支差率が高いことへの対応が提言されており、適切に反映していくべきである。

また、改正子ども・子育て支援法において、経営情報の更なる「見える化」が制度化され、事業者は、令和6年（2024年）4月1日以降に始まる事業年度を対象に、人員配置や職員給与、収支の状況等について報告することが求められる。こうした枠組みを活用して経営情報や職員の処遇を継続的に把握し、必要な見直しは5年に1度の改定年を待つことなく、機動的に実施していくことが求められる。〔資料Ⅱ－1－16 参照〕



(4) 介護 こうした状況を踏まえ、引き続き処遇改善加算の確実な取得を促しつつ、経営の協働化・大規模化を進めながら、人手不足に対しては現場のニーズ等を踏まえた人材確保策を推進すべきである。〔資料Ⅱ－１－80 参照〕

① 保険給付の効率的な提供（人手不足への対応）

ア) 生産性の向上（ICT 機器の活用・人員配置の効率化等）

日本全体で労働力の確保が課題となる中、限られた介護人材を有効活用し、生産性を向上させることは喫緊の課題であり、今後も増大し続ける介護ニーズに対応していくため、ICT 機器の導入・活用を引き続き推進するとともに、経営の協働化・大規模化を早急に進めるべきである。あわせて、特養等における人員配置基準の更なる柔軟化に引き続き取り組むべきである。〔資料Ⅱ－１－81 参照〕

イ) 関係者の意識改革（好事例の横展開）

介護現場では、介護ロボット・ICT 機器の導入や、社会福祉連携推進法人の仕組みの活用により、業務の効率化による職員の負担軽減や介護人材の確保・育成に取り組み、利用者満足度の向上や離職率の低下などの成果を上げている好事例も出ている。引き続き、処遇改善加算の取得促進とあわせて、好事例の横展開による職場環境の整備や生産性向上等に取り組むことで、人材の定着を推し進めるべきである。〔資料Ⅱ－１－82 参照〕

ウ) 人材紹介会社の規制強化

介護事業者が民間の人材紹介会社を活用して人材を採用する場合、一部の事業者は高額を経費（手数料）を支払っている状況にある。また、人材紹介会社経由の場合、離職率が高いとする調査もあり、必ずしも安定的な職員の確保につながっているとは言い難い。

介護報酬は公費（税金）と保険料を財源としており、本来は職員の処遇改善に充てられるべきものである。また、介護分野は医療・保育と比べ、適正認定事業者⁴⁷を通じた人材紹介の市場シェア率が低い。

厚生労働省において、令和7年（2025年）から規制強化の対応が行われる予定であり、その着実な推進が必要である。そうした取組による効果や問題の生じる背景・制度の検証も踏まえ、必要に応じ、更なる規制強化を検討する必要がある。〔資料Ⅱ－1－83 参照〕

⁴⁷ 法令遵守をはじめ一定の基準を満たす適正な事業者として厚生労働省から認定を受けた職業紹介事業者を指す。

3. 法人経営を取り巻く動向② ～法人制度改革等～



1. 社会福祉法人制度

社会・援護局関係主管課長会議(令和6年3月)

1 社会福祉法人制度等について

(1) 現状・課題

- 社会福祉法人については、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえ、経営組織のカバンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- 社会福祉法人は、こうした状況も踏まえ、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年4月から施行された「社会福祉連携推進法人制度」の活用も検討しつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

(2) 依頼・連絡事項

【1. 社会福祉連携推進法人関係】

- 社会福祉連携推進法人制度について、管内の福祉サービスの状況も踏まえつつ、社会福祉法人が活用できるよう、関係者への制度周知にご協力をお願いしますとともに、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付けられるよう、引き続き庁内体制の整備をお願いしたい。
- 複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業を試行するための補助を行う「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について令和6年度予算案に計上するとともに、社会福祉法人の生産性向上を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進するため、一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備、及び、設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施の支援に対する補助を行う「社会福祉法人の生産性向上に対する支援事業」について令和5年度補正予算に計上したので、関係者への周知をお願いしたい。これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。
- 昨年4月から稼働された「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」についてご了解いただくとともに、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、連携推進法人の活用が徹底されるよう、引き続きご指導お願いしたい。

1. 社会福祉法人制度

(2) 依頼・連絡事項

【2. 社会福祉法人制度改革関係】

- 「社会福祉充実計画に基づく取組の適切な実施」、「地域における公益的な取組の一層の推進」、「法人指導監査の適正な実施」など、平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえた対応を徹底し、社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。特に、法人運営に課題を抱える法人については、引き続き、法人との対話を通じ、経営状況の把握や事実確認の徹底をお願いする。
- 不適正事案発生（又は疑い）を把握する契機として、形式チェックに止まらない現況報告書等による運営実態の把握も重要である。公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用することも有効と考えられることから、適切な実態把握及び会計専門家の活用を含めた指導監査等にかかる適切な体制整備をお願いする。
- 法人に対し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行い、時間的余裕をもって計画内容の検討を行うよう依頼するとともに、計画を策定する法人の手続及び既に策定した計画の変更手続に遺漏のないよう、必要な事務処理及び助言をお願いする。
- 国の好事例周知や地域協議会の活用、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の推進等による、「地域における公益的な取組」を促す環境整備をお願いする。
- 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の運用開始から5年以上経過したことを踏まえ、計算書類等の届出について、昨年同様9月末を期限とすることを予定していることから、各法人の法定の届出期限（6月末）の遵守及び所轄庁の円滑な確認が行えるよう、適切な指導及び進捗管理に努めていただきたい。併せて、本システムの分析に係る機能についても、積極的な活用をお願いしたい。

【3. その他】

- 令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災地における社会福祉法人の運営に係る諸手続が適切に履行されるよう、本年2月に柔軟な取扱いを示している。被災地における法人が円滑な運営を行えるよう適切な指導をお願いしたい。

2. 地域における公益的な取組

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 98.8% ※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点) ※令和2年3月までに選任完了見込み含む
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	—
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の法人及び任意の138法人に設置(令和5年4月1日時点現況報告書に基づき福祉基盤課調べ)
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※21,011法人/21,082法人(令和5年11月6日時点)
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	—(把握している罰則適用事例はない)
	○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化	社会福祉充実財産総額 4,106億円(前年並20億円減) ※福祉基盤課調べ(令和4年10月1日時点)
	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の9.2% ※1,941法人(令和4年10月1日時点福祉基盤課調べ)
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 69.5% ※出典:財務諸表等電子開示システム(令和5年4月1日時点)
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監督ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備	勧告件数 21件 公表件数 0件 ※出典:福祉行政報告例(令和4年度実績)
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

3. 社会福祉充実財産

令和5年度における社会福祉充実計画の状況について

「社会福祉充実財産」（社会福祉法人の財産から事業継続に必要な財産を控除した財産）が生じた法人は、「社会福祉充実計画」を策定し、使途を見える化した上で計画的に社会福祉事業等に再投下することとしている。令和5年度における当該計画の全体の状況は以下のとおり。
（令和5年10月1日時点福祉基盤課調べ^{※2}）

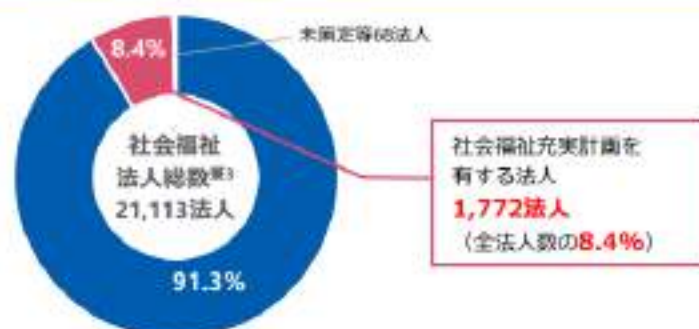
- 社会福祉充実計画を有する法人は、**1,772法人**（社会福祉法人総数^{※3}の**8.4%**）で、社会福祉充実財産の総額は**3,885億円**

（参考：令和4年度における状況 社会福祉充実計画を有する法人 1,941法人（9.2%） 社会福祉充実財産の総額 4,106億円）

- 社会福祉充実計画を有する1,772法人のうち、「地域における公益的な取組」を実施している法人は**1,339法人（75.6%）**

（参考：令和4年度における状況 社会福祉充実計画を有する1,941法人のうち、「地域における公益的な取組」を実施している法人 1,423法人（73.3%））

1. 社会福祉充実計画の有無



2. 社会福祉充実計画の事業区分

社会福祉充実財産の使途は、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討することとなっている。

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
3,779事業 (95.5%)	109事業 (2.8%)	69事業 (1.7%)	3,957事業

3. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

事業内容	事業費 ^{※4}	事業数
合計	3,885億円	3,957事業
サービス向上のための既存施設の改築・設備整備	1,817億円 (46.8%)	1,761事業 (44.5%)
新規事業の実施	617億円 (15.9%)	424事業 (10.7%)
職員給与、一時金の増額	171億円 (4.4%)	461事業 (11.7%)
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	154億円 (4.0%)	366事業 (9.2%)
既存事業のサービス内容の充実	110億円 (2.8%)	293事業 (7.4%)
職員の福利厚生、研修の充実	24億円 (0.6%)	108事業 (2.7%)
既存事業の定員、利用者の拡大	23億円 (0.6%)	36事業 (0.9%)
上記以外の事業	307億円 (7.9%)	278事業 (7.0%)
充実計画の対象となっていない充実財産等 ^{※5}	647億円 (16.7%)	-

※1 社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、社会福祉法第24条第2項に社会福祉法人の責務として規定される、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、無料又は低額な料金で、法人の自主性、創意工夫により実施される多様な福祉サービス
※2 回収率は96.2%（昨年度回収率は97.8%）。なお、回収率の計算式は、〔令和5年3月時点有効回答1,772法人〕／〔社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実計画が発生した1,858法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかとなった場合等により、当該計画の策定が必要であることが確認できた16法人を除いた1,842法人〕＝96.2% ※3 令和3年度福祉行政統計資料に基づく全国の社会福祉法人数
※4 補助金等を除く充実財産充当のみを計上
※5 充実計画策定後に新たに発生した充実財産、充実計画策定と実施期との差額など充実計画の変更を伴わず充実計画の対象とならないものの合計額

4. 社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起

事 務 連 絡

令和 6 年 4 月 16 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業」において、社会福祉法人制度改革以降も、①法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、②理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生していることから、法人制度改革の趣旨を徹底し、事案のような不適切事例を抑止するために、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係を、例示を示して注意喚起を行うべきと提言されました。については、下記のとおり注意喚起しますので、管内法人へ周知をお願いします。

都道府県におかれましては、管内一般市（特別区含む）に周知していただきますようお願いいたします。

4. 社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起

1 注意喚起

評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は社会福祉法人に対して善管注意義務を、さらに理事は社会福祉法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。例えば、理事が、特定の人物を理事長に選任するようその人物等から請託を受けて金銭を收受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。

また、社会福祉法人の評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をすることは罰則の対象となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。例えば、社会福祉法人の評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を收受したとして上記罰則の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事責任を問われる可能性がある。

なお、業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、業務上横領罪（刑法253条）の対象となり得る。

5. 保育所等における継続的な経営情報の見える化について

こども家庭庁

新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について※

施行期日・報告期限等

※本資料は「専門委員会報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の**施行期日**は令和7年4月1日。令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象とする。
- 経営情報等の**報告期限**は事業年度終了後5月以内。事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、同年8月末日までに報告。
- **ここdeサーチ**を経営情報等の収集・公表に活用。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）について定期的に更新するため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。
※人的資本に関する事項（研修参加状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じてグルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らかにする**。

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討等**を支援していく。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わる**ことを目指す。

①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当、退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修経費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

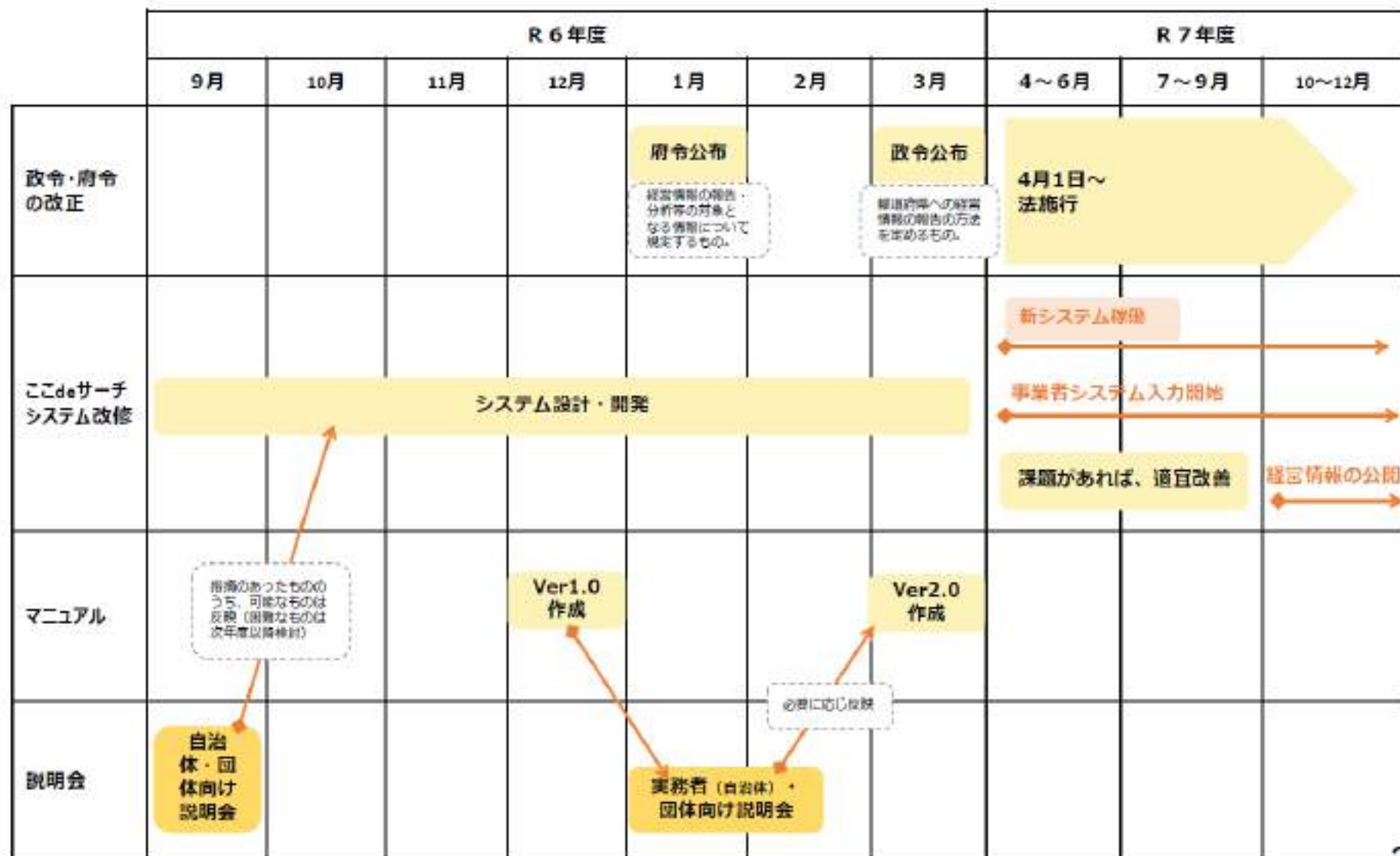
③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単価補加率等を併記。

5. 保育所等における継続的な経営情報の見える化について

こどもみんなが
こども家庭庁

今後のスケジュールについて（※あくまでも現時点のイメージであり、今後変更が有り得る。）



6. 社会的養護

○ 各自治体における次期都道府県社会的養育推進計画策定に係る、素案等を検討する会議の開催、パブリックコメント、最終的な計画案を検討する審議会等の開催、それぞれの予定時期は下記のとおりとなっている。

自治体名	素案等	パブコメ	審議会等	自治体名	素案等	パブコメ	審議会等	自治体名	素案等	パブコメ	審議会等	自治体名	素案等	パブコメ	審議会等
北海道	10月	—	2月	岐阜県	11月	12月	2月	佐賀県	11月	12月	3月	堺市	10月	1月	3月
青森県	9月	12月	2月	静岡県	10月	12月	3月	長崎県	9月	12月	1月	神戸市	11月	12月	3月
岩手県	12月	12月	2月	愛知県	11月	12月	2月	熊本県	9月	1月	2月	岡山市	7月	11月	—
宮城県	11月	1月	3月	三重県	10月	12月	2月	大分県	9月	12月	2月	広島市	12月	—	—
秋田県	10月	12月	2月	滋賀県	10月	12月	1月	宮崎県	11月	12月	2月	北九州市	11月	12月	2月
山形県	12月	2月	3月	京都府	9月	1月	1月	鹿児島県	11月	1月	2月	福岡市	8月	—	—
福島県	1月	2月	3月	大阪府	10月	12月	2月	沖縄県	11月	1月	3月	熊本市	9月	—	2月
茨城県	10月	12月	2月	兵庫県	11月	1月	—	札幌市	10月	—	2月	横須賀市	7月	11月	1月
栃木県	11月	1月	3月	奈良県	11月	12月	3月	仙台市	9月	11月	3月	金沢市	12月	2月	2月
群馬県	11月	12月	2月	和歌山県	11月	12月	—	さいたま市	10月	—	3月	明石市	10月	1月	2月
埼玉県	10月	11月	3月	鳥取県	11月	1月	1月	千葉市	3月	—	5月	奈良市	11月	1月	3月
千葉県	3月	4月	5月	島根県	9月	12月	2月	横浜市	11月	—	3月	世田谷区	7月	9月	12月
東京都	12月	2月	—	岡山県	7月	11月	—	川崎市	10月	11月	—	江戸川区	11月	2月	—
神奈川県	10月	12月	2月	広島県	12月	1月	3月	相模原市	10月	—	12月	荒川区	10月	12月	—
新潟県	12月	2月	3月	山口県	11月	1月	2月	新潟市	12月	2月	3月	港区	10月	11月	2月
高山県	12月	1月	2月	徳島県	8月	12月	1月	静岡市	10月	—	3月	中野区	10月	2月	2月
石川県	12月	2月	2月	香川県	11月	1月	3月	浜松市	10月	—	3月	板橋区	10月	11月	1月
福井県	10月	2月	—	愛媛県	12月	1月	3月	名古屋市	8月	1月	2月	豊島区	10月	11月	1月
山梨県	10月	2月	—	高知県	11月	1月	3月	京都市	9月	11月	2月	葛飾区	8月	12月	3月
長野県	11月	12月	3月	福岡県	10月	1月	3月	大阪市	11月	1月	3月				

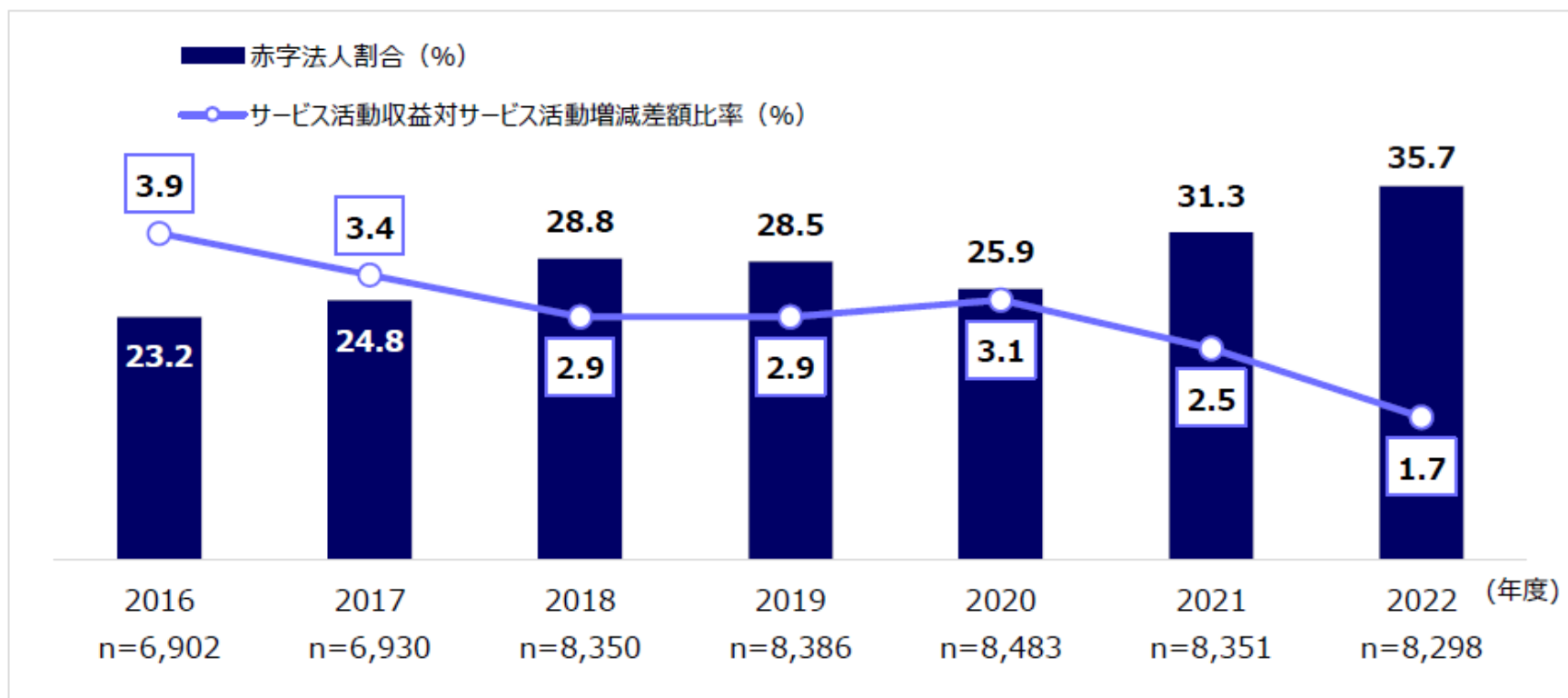
※「素案等」欄は、素案等を検討する会議の開催時期（数カ月にわたって複数の会が開催される場合は最も早い月）を、「審議会等」欄は、最終的な計画案を検討する審議会等（議決が行われる議会を含み、報告のみの議会は除く）の開催時期（数カ月にわたって複数の会が開催される場合は最も遅い月）をそれぞれ記載している。

※「パブコメ」欄において、パブコメを実施しない場合（次期都道府県社会的養育推進計画単独で実施（予定）しない場合、県が代表して実施する場合を含む）、「審議会等」欄において、パブコメ後に最終的な計画案を検討する審議会等（議決が行われる議会を含み、報告のみの議会は除く）を開催（予定）しない場合、それぞれ「—」を記載している。

7. 社会福祉法人の経営状況

2022 年度 社会福祉法人の経営状況について(WAM) (令和6年3月18日)

▼ 社会福祉法人のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率および赤字法人割合の推移



7. 社会福祉法人の経営状況

経費率の上昇に伴い、サービス活動増減差額比率は大幅に低下

- 社会福祉法人全体の経営状況
 - ✓ 経費率が前年度比で 0.9 ポイント上昇し、サービス活動増減差額比率は 0.8 ポイント低下
- 主たる事業別の経営状況
 - ✓ 介護主体法人は、設立経過年数が長くなるほど、サービス活動増減差額比率は低下傾向
 - ✓ 保育主体法人は、事業規模 1 億円未満の区分で、サービス活動増減差額比率が低い傾向
 - ✓ 障害主体法人は、事業規模や設立経過年数によって目立った傾向はみられず、運営している施設・事業によって経営状況は異なる模様
- 職員の確保状況
 - ✓ 従事者数は近年増加傾向が続いていたが、2022 年度はわずかに減少に転じる

7. 社会福祉法人の経営状況

(図表 3) 2022 年度 社会福祉法人の経営状況 (主たる事業別・同一法人)

区分		介護主体法人 n=2,973			保育主体法人 n=2,911			障害主体法人 n=1,210		
		2021	2022	差 2022 - 2021	2021	2022	差 2022 - 2021	2021	2022	差 2022 - 2021
従事者数	人	166.0	165.0	△1.0	65.8	65.5	△0.3	112.5	110.9	△1.5
人件費率	%	66.3	66.3	△0.0	72.7	72.6	△0.0	65.8	65.9	0.1
経費率	%	25.9	27.1	1.2	19.6	19.9	0.3	21.5	22.1	0.6
減価償却費率		5.7	5.6	△0.1	3.3	3.3	△0.1	4.0	4.0	△0.0
サービス活動増減 差額比率	%	1.8	0.7	△1.0	4.3	4.1	△0.2	2.4	1.6	△0.8
経常増減差額比率	%	1.7	0.8	△0.9	4.7	4.5	△0.1	2.9	2.2	△0.7
従事者 1 人当たり サービス活動収益	千円	6,119	6,314	195	5,396	5,674	278	6,176	6,449	273
従事者 1 人当たり 人件費	千円	4,057	4,186	128	3,921	4,121	201	4,065	4,249	184
赤字法人割合	%	39.4	45.8	6.5	23.7	24.8	1.1	29.8	35.6	5.9

8. 2024年1-8月「老人福祉・介護事業」の倒産調査



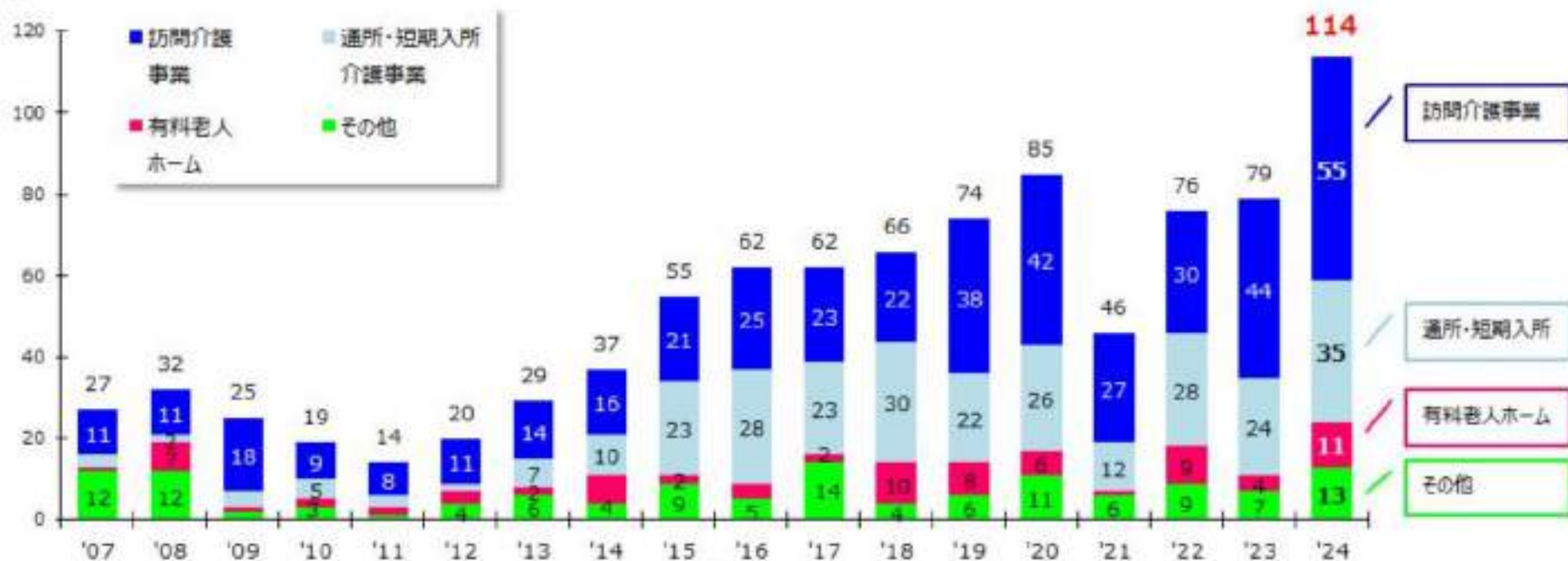
株式会社 東京商工リサーチ

「介護事業者」の倒産が急増 過去最多を上回るペース
コロナ禍、人材獲得、物価高の三重苦で「息切れ」が加速

2024/9/
6

「老人福祉・介護事業」の倒産件数 上半期（1-8月）

(件)



※ 本調査は、「老人福祉・介護事業」を対象に集計した。内訳は、訪問介護事業、通所・短期入所介護事業、有料老人ホーム、その他に分類した。

※ 本調査は、介護保険制度が始まった2000年から、負債1,000万円以上の倒産を集計している。

8. 2024年1-8月「老人福祉・介護事業」の倒産調査

長引く人手不足とコロナ禍のダメージ蓄積、物価高など、厳しい経営環境が続く介護事業者（老人福祉・介護事業）の倒産増に歯止めがかからない。2024年1-8月の「介護事業者」倒産は114件（前年同期比44.3%増）で、介護保険法が施行された2000年以降、同期間最多の2020年（85件）を大幅に上回った。現状のペースでは年間170件超が見込まれ、年間最多の2022年（143件）を大幅に更新しそうだ。

2024年1-8月の介護事業者の倒産は、改定で基本報酬が引き下げられた「訪問介護」が55件（前年同期比25.0%増）、コスト増の負担が重いデイサービスなどの「通所・短期入所」が35件（同45.8%増）、競争が激しい「有料老人ホーム」が11件（同175.0%増）と、いずれも同期間で過去最多を記録した。

倒産の増加要因は、複合的な要因が重なっている。倒産した114件のうち、「販売不振」（売上不振）が82件（構成比71.9%）と最も多く、次いで、赤字累積の「既往のシワ寄せ」が11件（同9.6%）と業績悪化が8割超を占めた。業績は新規参入や大手業者との競合に加え、人手不足や物価高の影響から回復が遅れている。特に、コロナ禍の影響が残る関連倒産が42件（前年同期34件）と大幅に増加しており、コロナ禍で疲弊した「息切れ」倒産も目立つ。今後、訪問介護事業者の報酬引き下げによる「あきらめ」倒産増も懸念されている。

倒産した114件の約9割（構成比87.7%）を個人企業他を含む資本金1,000万円未満が占める。また、従業員10人未満も8割（同80.7%）と、事業規模の大半は小・零細事業者が占めている。

一方で、負債総額は1億円以上が27件（前年同期比107.6%増）に倍増し、中小事業者の負債が膨らむ傾向にあるほか、中堅企業の倒産も散発している。

国は、介護職員のベースアップに向けた加算率の引き上げや外国人材の支援に取り組んでいる。しかし、介護報酬は公定価格のため他業界のように価格転嫁による賃上げが難しい。また、最低賃金の上昇は、経営基盤が脆弱な事業者には負担が大きく、他業界と賃金水準のギャップが広がると一層、人手不足に追い打ちをかける恐れもある。

IT化やロボット導入など、労力負担の軽減や人材不足を補う取り組みが避けられない。だが、小・零細事業者には資金・ノウハウともに乏しく、「息切れ」や「あきらめ」倒産が増えそうだ。

9. 共同通信調査：就労継続支援A型事業所の閉鎖

障害者5000人が解雇や退職 事業所報酬下げで329カ所閉鎖



2024/8/13

障害者が働きながら技術や知識を身に付ける就労事業所が今年3～7月に全国で329カ所閉鎖され、働いていた障害者少なくとも約5千人が解雇や退職となったことが13日、共同通信の全国自治体調査で分かった。障害者の年間解雇者数の過去最多記録は約4千人。退職者を含むものの、わずか5カ月でかつてない規模になっている。

公費に依存した就労事業所の経営改善を促すため、国が収支の悪い事業所の報酬引き下げを2月に発表、4月に実施したことが主な要因。



閉鎖が相次いでいるのは「就労継続支援A型事業所」。障害者と雇用契約を結び、最低賃金以上を支払った上で生産活動や職業訓練をする。全国に約4600カ所あり、精神、知的障害者を中心に8万人強が働いている。

調査は7月に都道府県、政令指定都市、中核市の計129自治体を実施。全てから回答を得た。

事業所が各自治体に廃止届を出した時点の利用者数から解雇・退職者数を集計すると、4995人だった。閉鎖329カ所のうち4割強は、最低賃金が適用されないB型事業所に移行した。

© 一般社団法人共同通信社

4. 今後の法人経営



1. 社会福祉法人の経営環境と課題

1. 直面する喫緊の経営課題

- コロナ禍の長期化による環境変化・・・物価高騰対策、デフレ経済 等
- 人材確保、全産業における賃上げと介護・福祉分野との賃金格差
- 公的な財政支援 と 経営努力 の双方が重要
 - ・ 物価対策、エネルギーコスト対策 等
 - ・ 処遇改善施策等のフル活用による賃金改善、働きやすさ 等

2. 地域差をもって深刻化する少子高齢・人口減少

- 2025年問題から2040年問題への備え
- 地域差をもって深刻化・顕在化する諸課題への対応
 - ・ 地域、利用者のニーズの変化（重度化・高度化、減少…）
 - ・ 生産年齢人口の減少による人材確保（採用・育成・定着）
 - ・ 地域の社会資源との連携、一方での競合他主体との協調
- 地域での自法人の役割をそれぞれが描き、備えをすることが必要

1. 社会福祉法人の経営環境と課題

3. サービスの質、専門性の維持・向上

- 地域のセフティーネットとしての役割・機能の維持・向上
 - 制度・政策、報酬改定等のトレンドをつかみ適切に対応、準備
 - ・ 全世代型社会保障、医療、子ども・子育て支援施策等との連携
 - ・ 生産性の向上・業務改善、ICT等のテクノロジーの活用（効果的・効率的なサービス提供と働きやすさの両立）
 - ・ 医療・介護連携 等
- 「生活の場」（拠点）である施設の機能・役割を果たし続ける
- ・ 利用者 と 地域 の支援 双方を担う視点
 - ・ 地域の拠点機能を高める「多機能化」や「多角化」、「連携・協働」

地域の福祉サービスの基盤の維持、持続可能な経営のために・・・

⇒ 喫緊の経営課題を乗り越えること、
未来志向での戦略的な対応が必要ではないか

2. 未来志向の事業展開：地域の福祉を守り抜くために

少子高齢・人口減少社会への備え

1. 高齢、障害、子どもなどの質の高い福祉サービスの提供
分野を超えて生活を支援するため全世代型の事業を未来志向で展開
2. 孤独・孤立、生活困窮への支援は社会福祉法人の使命
生活困窮、ひきこもり、発達障害、不登校、独居高齢者、ネットカフェ難民 等
支援が必要な方々をしっかりサポート
3. 経済的な効率性のみを求める単なる「大規模化」ではなく、
「多角化・多機能化」による経営基盤の強化、持続的な事業経営を推進

地域共生社会の実現に向け社会福祉法人が主導

地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止、
人材確保と生産性の向上、制度の安定性・持続可能性の確保などを
社会福祉法人も共に検討・展開

3. 少子高齢・人口減少

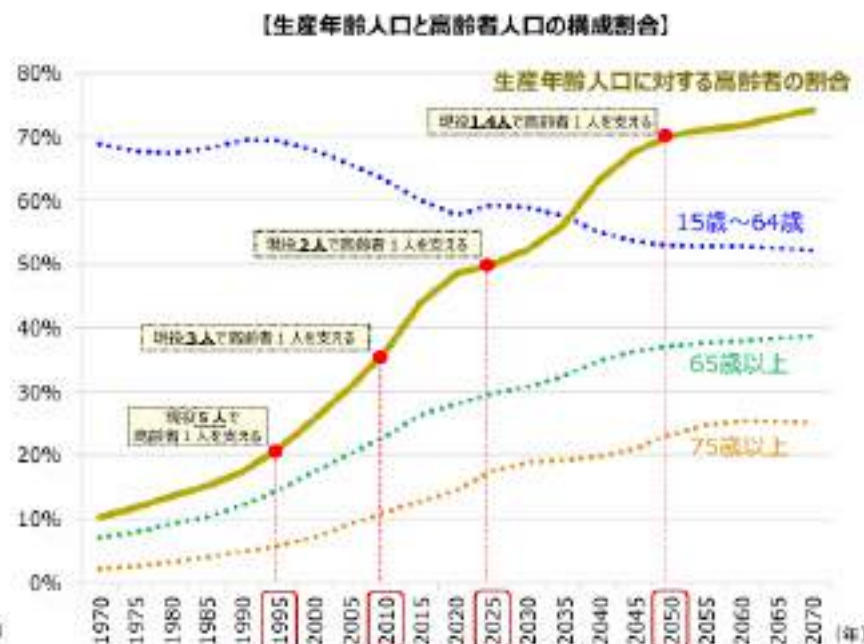
今後の人口の見通しについて

資料Ⅳ-0-1

- 2025年以降も後期高齢者は引き続き増加が見込まれる一方で、生産年齢人口は一貫して急速な減少を続ける。
- その結果、今後も高齢化率は上昇し続けていくことから、これまでの支え合いを前提とすると、社会保障制度の支え手たる現役世代の負担がより重くなることが見込まれる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計・出生中位・死亡中位）」
(注) 生産年齢人口に対する高齢者の割合は、(65歳以上人口)/(15歳～64歳人口)



【今後の方向性】

- 現役世代の負担は今後も一貫して増大することが見込まれることを踏まえ、社会保障の持続性を確保する観点から、引き続き、女性や高齢者の就労促進を進めるとともに、全世代型社会保障を構築する観点からの改革に取り組むことが必要。

3. 少子高齢・人口減少

社会保障関係費のメリハリある予算編成

資料Ⅳ－０－２

- 社会保障関係費については、過去９年間、いわゆる歳出の目安の下で社会保障を持続可能なものとするための改革を行いながら、メリハリある予算編成を実施してきた。この歳出の目安は、社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すとともに、経済・物価動向等を踏まえるとされている。
- 2024年度予算においては、少子化対策の充実や経済・物価動向等を踏まえた年金スライド、報酬改定等について、歳出の目安の下で措置している。

(単位：億円)

	2018年度編成(前回の同時改定)			2024年度編成		
	増減	主な制度改正等		増減	主な制度改正等	
社会保障関係費	+5,000			+8,500		
年金	+2,000	年金スライドなし	—	+3,200	年金スライド +2.9% (予算積算上の改定率)	+3,500
医療	+400	診療報酬改定+0.55% 薬価改定等	+600 ▲1,900	+1,200	診療報酬改定+0.88% 薬価改定等 前期財政調整における報酬調整	+800 ▲1,300 ▲1,300
介護	+1,000	介護報酬改定+0.54%	+100	+300	介護報酬改定+1.59%	+400
福祉等	+1,600	障害報酬改定+0.47%	+100	+3,800	障害報酬改定+1.12%	+200
		こども子育て支援	+200		児童手当の拡充 育休国庫負担引き上げ 出産・子育て応援交付金	+1,200 +1,000 +300

【今後の方向性】
○ 歳出の目安を継続しつつ、その下で、引き続きメリハリある予算編成を実施していく必要がある。

3. 少子高齢・人口減少

社会保険料の水準についての考え方

資料Ⅳ-0-6

- 現役世代の負担の観点から保険料負担の水準を考える必要がある。
- 医療・介護の給付の伸びが雇用者報酬の伸びを上回っており、結果として保険料率は上昇してきた。
- 若者・子育て世帯の手取り所得を増加させるとともに、社会保障制度の持続性を確保する観点から、こども未来戦略に基づき医療・介護の保険料率の上昇を最大限抑制する必要がある。

「こども未来戦略」(抄) (2023年12月22日閣議決定)

高齢化等に伴い、医療・介護の給付の伸びが保険料の賦課ベースとなる雇用者報酬の伸びを上回っており、このギャップにより、保険料率は上昇している。若者・子育て世帯の手取り所得を増やすためにも、歳出改革と賃上げによりこのギャップを縮小し、保険料率の上昇を最大限抑制する。

医療・介護に係る保険給付費等の伸び
+2.6%/年

- 医療保険給付費等の伸び
+2.4%/年
- 介護納付金の伸び
+4.8%/年

2012-2022年度

保険給付費等の伸び
が雇用者報酬の伸び
を上回る
⇒ 保険料率は上昇

保険料率引き上げ等

○ 保険料率

		(2000)	(2008)	2012	2022
健康組合	医療	8.50%	7.38%	8.34%	9.26%
	介護	0.81%	1.06%	1.32%	1.78%
協会けんぽ	医療	8.50%	8.29%	10.0%	10.0%
	介護	0.60%	1.13%	1.55%	1.64%

雇用者報酬の伸び
+1.8%/年

- 雇用者数 +0.8%/年
- 賃金 +0.9%/年

2012-2022年度

(出所) 内閣府「国民経済計算」(2022年度年次推計)、全国健康保険協会及び健康保険組合連合会決算関係資料

(注1) 年や平均は地点から地点までの平均率を年率で算出して算出

(注2) 医療給付費等は、2012年度から2022年度にかけての全国健康保険協会及び健康保険組合における保険給付費及び拠出金等の総額(健康保険組合の2022年度実績について未発表見込額)

(注3) 介護納付金は、2012年度から2022年度にかけての全国健康保険協会及び健康保険組合における介護納付金の総額(健康保険組合の2022年度実績について未発表見込額)

(注4) 健康保険組合に係る保険料率は、平均法定保険料率であって、各組合の平均率(加入する被保険者数でウェイトがけしている)

(注5) 全国健康保険協会に係る保険料率は、全国平均率の平均値

4. 少子高齢・人口減少社会に向けて

- 少子高齢・人口減少地域でのサービス提供体制の維持等に向けて、厚生労働省老健局との意見交換(令和6年9月26日)

地域の福祉を守り抜く未来志向の事業展開に向けて

【地域のニーズに即した事業展開】

地域のセーフティネットを守り抜くための事業展開の促進

【制度・分野を越えた経営資源の有効活用】

資金、人材・設備等の弾力的な運用

分野を越えた賃金改善原資(加算等)の配分

施設整備・修繕のための交付金(補助金)の効果的な運用

【手続の標準化、事務負担等の軽減】

法人、事業毎の認可・指定等の標準化、DX化の促進

所轄庁の理解促進(マニュアル等の普及)、窓口の一元化

今後の事業展開

特養等の活用、ソーシャルワーク機能の強化

- 2040年問題に備え、高齢者の様々な地域生活課題や重度化等の介護ニーズに対応する「**住まい・生活の場**」、「**地域の拠点**」としての機能・役割の発揮が、地域の介護・福祉サービスを守り抜くために必要

生活に困難を抱える高齢者の生活を支えるための
社会資源としての特養等(既存ストック・機能)の有効活用
(生保・低所得者支援、特養の入所要件の緩和、居住系の計画的な維持・整備等)

特養等を地域の拠点とする地域包括ケアの維持

- ・拠点機能を活かした在宅介護サービス基盤の維持
⇒ 地域のセーフティネット機能の維持 等

新たな社会課題への対応、地域における公益的な取組

- ・生活相談員等のソーシャルワーク機能の地域展開(報酬での評価)
- ・社会福祉法人減免による利用者負担への配慮
- ・生活困窮、孤独・孤立などの社会課題への対応する様々な活動
- ・居住支援、就労支援(中間就労等)、災害時の福祉支援 等

5. 未来志向の事業展開に向けて(連携・協働)

令和6年9月30日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は22法人(※)。

(※) 令和6年9月30日認定の法人について、令和6年10月22日に報告があり追加。

法人名

(丸数字は設立順)

1. 認定所轄庁
2. 認定年月日

① リカーレ
1. 京都府 2. 令和4年5月10日

② きょうと福祉キャリアサポート
1. 京都府 2. 令和5年2月28日

③ リゾムウェル
1. 大阪府 2. 令和4年6月17日

④ 日の出医療福祉グループ
1. 兵庫県 2. 令和4年8月1日

⑤ あたらしい保育イニシアチブ
1. 和歌山県 2. 令和4年11月11日

⑥ 福岡親和会
1. 福岡県 2. 令和5年2月3日

⑦ みらいグループ
1. 福岡県 2. 令和5年7月11日

⑧ 幸福ホールディングス
1. 福岡県筑後市 2. 令和5年4月1日

⑨ ジョイント&リップル
1. 熊本県熊本市 2. 令和5年5月9日

⑩ 人材育成振興会
1. 大分県 2. 令和6年9月30日

⑪ 秋田圏域社会福祉連携推進会
1. 秋田県 2. 令和5年8月2日

⑫ さくらグループ
1. 埼玉県 2. 令和5年3月27日

⑬ 一五戸共栄会
1. 東京都 2. 令和4年11月4日

⑭ 青海波グループ
1. 東京都 2. 令和4年12月8日

⑮ 国経営支援協会
1. 東京都 2. 令和5年1月30日

⑯ 大和会
1. 東京都 2. 令和6年3月26日

⑰ 光る福祉
1. 千葉県 2. 令和4年10月13日

⑱ キッズファースト
1. 千葉県千葉市 2. 令和5年10月1日

⑲ 乳幼児教育ユニティ
1. 新潟県 2. 令和5年4月3日

⑳ 駿晴
1. 岐阜県 2. 令和5年1月27日

㉑ 共創福祉ひだ
1. 岐阜県岐阜市 2. 令和5年6月29日

㉒ となりの
1. 愛知県 2. 令和5年9月19日

5. 未来志向の事業展開に向けて(連携・協働)

厚生労働省 令和5年度 社会福祉推進事業
社会福祉連携推進法人制度の活用に関する調査研究事業



- 社会福祉連携推進法人制度の活用に関する調査研究事業(座長:田中 滋 埼玉県立大学理事長、令和5年度社会福祉推進事業)の事業報告書
- 連携推進法人を含む社会福祉法人の連携・協働に係る具体事例を分析し、法人や自治体において社会福祉法人の連携・協働の検討に活用することを目的として実施
- 検討委員として、全国経営協から庄子清典 社会福祉連携推進委員長が参画し、取りまとめ
- 調査研究報告書とあわせて、連携・協働の事例集や社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルも作成

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

5. 未来志向の事業展開に向けて(連携・協働)

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

社会・援護局福祉基盤課
(内線2871)

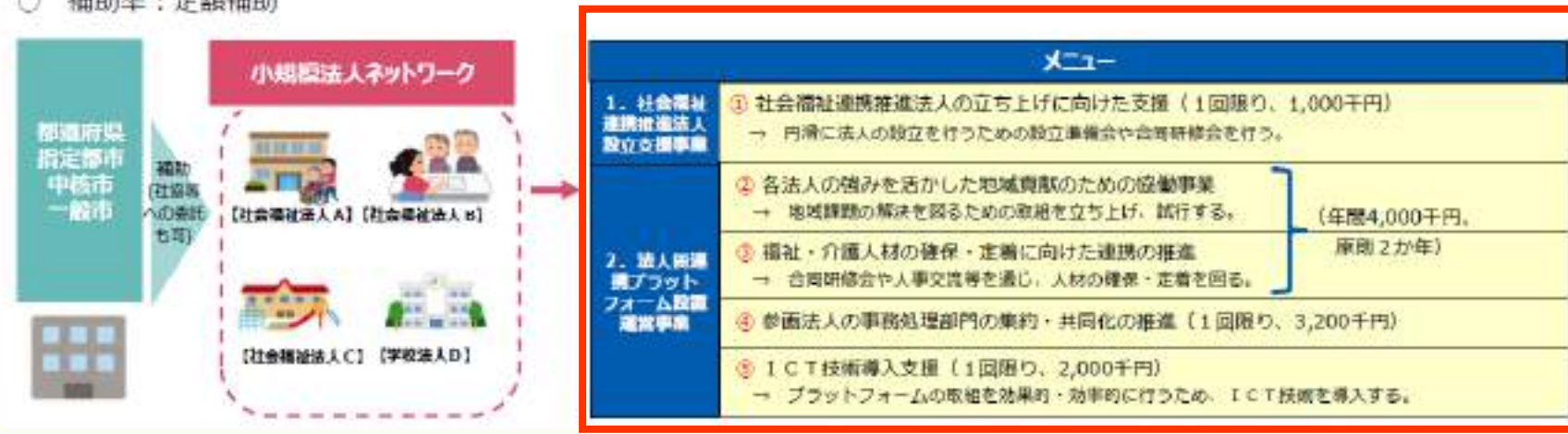
令和6年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内訳))

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
 - また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。
- (※) 事業メニュー「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」(R4~)も活用し、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)
- 補助率：定額補助



6. サービスの質：虐待・権利侵害の根絶

社会福祉法人の本旨・理念の再確認 ～虐待・権利侵害の根絶～

社会福祉法人の使命：常に人権を尊重し、利用者の命と生活を守り抜くこと

あらためて福祉サービスの本質を問い直し、全職員と共有し、
虐待・権利侵害の根絶と利用者の権利のために早急に取り組を進める

全国経営協「虐待・権利侵害の根絶に向けて」※抜粋

すべての社会福祉法人経営者は、今般の虐待・権利侵害を我が事として、

- ✓ 職員同士が共に確認し合い、不適切なサービスの芽を摘み、より良い福祉サービスを創出する職場風土を築けているか
- ✓ 第三者評価をはじめ外部のチェックが入る仕組みを積極的に導入するとともに、ボランティアの参画など地域に開かれた施設・事業所運営を推進しているか
- ✓ 役職員が心身共に健康でやりがいと誇りをもって働ける職場となっているか
- ✓ 不適切な事案が発生した際に、迅速に行政に報告し、利用者・家族への適切な対応を図るなど、迅速かつ適切な対応に必要な体制ができているか

- 「社会福祉法人アクションプラン2025」を踏まえ、自法人の状況を徹底的に再確認
- そうした実態や取組を利用者・家族、地域住民に広く開示していくべき

6. サービスの質：虐待・権利侵害の根絶

虐待・権利侵害の根絶に向けて <https://kenrimamoru.com/>

- 全社協 社会福祉施設協連絡会（委員長：磯 全国経営協会長）で虐待・権利侵害の根絶に向けた実践紹介サイトを作成
- 各福祉現場の日々の取組や工夫を積極的に発信し、虐待・権利侵害の根絶を目指し
利用者を守るとともに、職員をも守ることを目指す



こんな実践事例を探しています！

<サイト構成>

- ・実践事例
- ・ニュース
- ・研修便利ツール
- ・専門家ミニ講義

- ✓ 虐待・権利侵害を防止するために、福祉現場で 取り組んでいること（気づきカードなどの日々の振り返り）
- ✓ 職場研修の実施
- ✓ 職員同士が気づきを高める工夫

お問い合わせ／実践事例のご送付先

kenrimamoru@shakyo.or.jp

事務局 全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928

7. 新たな社会課題への挑戦と発信（PR）

社会福祉法人の実践を見せるPRサイト



社会福祉法人の地域における公益的な取組や複数法人連携による実践が広がるなかで、新たな社会課題への取組について、社会福祉法人における実践が進む一方で、NPOなど、他の主体の実践がクローズアップされることが多くなっています。

実施数や支援件数など定量的な情報のみならず、今後は、深刻な地域生活課題や新たな社会課題への実践により、困難を抱える人・世帯の暮らしや地域にどのような変化が生まれたかなど、具体的なエピソード（個別支援の実践等）を掲載し、社会に発信することを目的に本サイトの構築を行いました。

●発信におけるポイント

成果の可視化

実践による効果や影響などの成果を関係当事者の声などとともに届ける

社会課題への 挑戦のPR

新たな社会課題への先駆的かつ積極的な実践の発信

社会福祉法人の ブランディング

社会福祉法人制度の持続や人材確保などにつなげる



未来につなげる

ひと、ちいき、くらし

<https://hito-chiiki-kurashi.com/>

取材記事

#見える

#青森県

【青森県】 社会福祉法人 千年会

地域に共食の場をつくる「みんなの食堂おいでえーる」



青森県弘前市に、地味の方々の食生活・健康を助けるため、子どもから高齢者まで、幅広い世代が集える「みんなの食堂」が開催されている。コロナ禍でも、旅行帰国を繰り返しながら、地域の食育を支えるため、開催を続け、今年で3年経つ。活動のきっかけには、障害者法障があるという。「みんなの食堂おいでえーる」を開催する社会福祉法人 千年会と、「おいでえーる」を利用する地域の方々に話を伺った。

全国経営協では、
社会福祉法人が
地域の新たな課題解決や地域づくりに
積極的に取り組んでいる成果を
社会に発信するため
サイトを開設しました！

実践事例のご提供は、
こちらよりお願いします！

地域住民や支援を必要
とする人々の視点から
実践を伝える

記事

おはぐぐむ

【奈良県】 社会福祉法人 宝山寺福祉事業団

保育園の園庭を開放し、子育て支援へ



保育園の入園を希望する親子はもともと、地域に暮らすことも保護者向けに、保育園の園庭を開放し、ボール遊びや行事を開催しています。こどもたちが遊んでいる間、保育士が保護者の手間で園庭に集ったり、保護者同士が交流を持つ機会を設けています。こどもたちが安心して遊べる場所の確保、悩みや苦しみ事を保育士や保護者同士で気軽に共有できることにつながっています。

● 取組内容 ●

毎月1～2回のペースで、こどもと保護者向けに保育園の園庭を開放し、ボール遊びや園の行事などを開催

園庭開放は、地域の子育て家庭に広く周知。自治会。市役所や近隣の飲食店の協力を得て、ポスターの掲示やチラシの配布を行っている



参 考



1. 地域の福祉を守り抜くための提言・要望（重点事項）

国への提言・要望とともに
都道府県経営協との共同による要望活動を展開

- 私たち社会福祉法人が、地域の福祉を守り抜くうえで、人材確保に必要な全産業と遜色ない水準までの賃金改善と物価高騰への対策が喫緊の課題です。
- 社会福祉法人の経営状況がひっ迫するなか、経営努力のみでの対応はすでに限界であり、政府の持続的な賃金改善施策と物価高騰の長期化を見据えた財政支援について、**次期報酬改定を待たず、早急な対応**をお願いいたします。

- 一. 全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善と次期改定を待つことない報酬の引上げ
- 一. 物価高騰に対する継続的な財政支援
- 一. 災害法制への「福祉」の位置づけ

全社協福祉懇談会（令和6年10月8日）のほか、各都道府県で要望活動を展開中

福祉人材の確保・定着と公定価格

法人全体の経営状況

全体の収支差率 **1.7%**

赤字法人の割合 **35.7%**

介護 **45.8%**

障害 **35.6%**

他産業での賃上げ、物価高騰の長期化

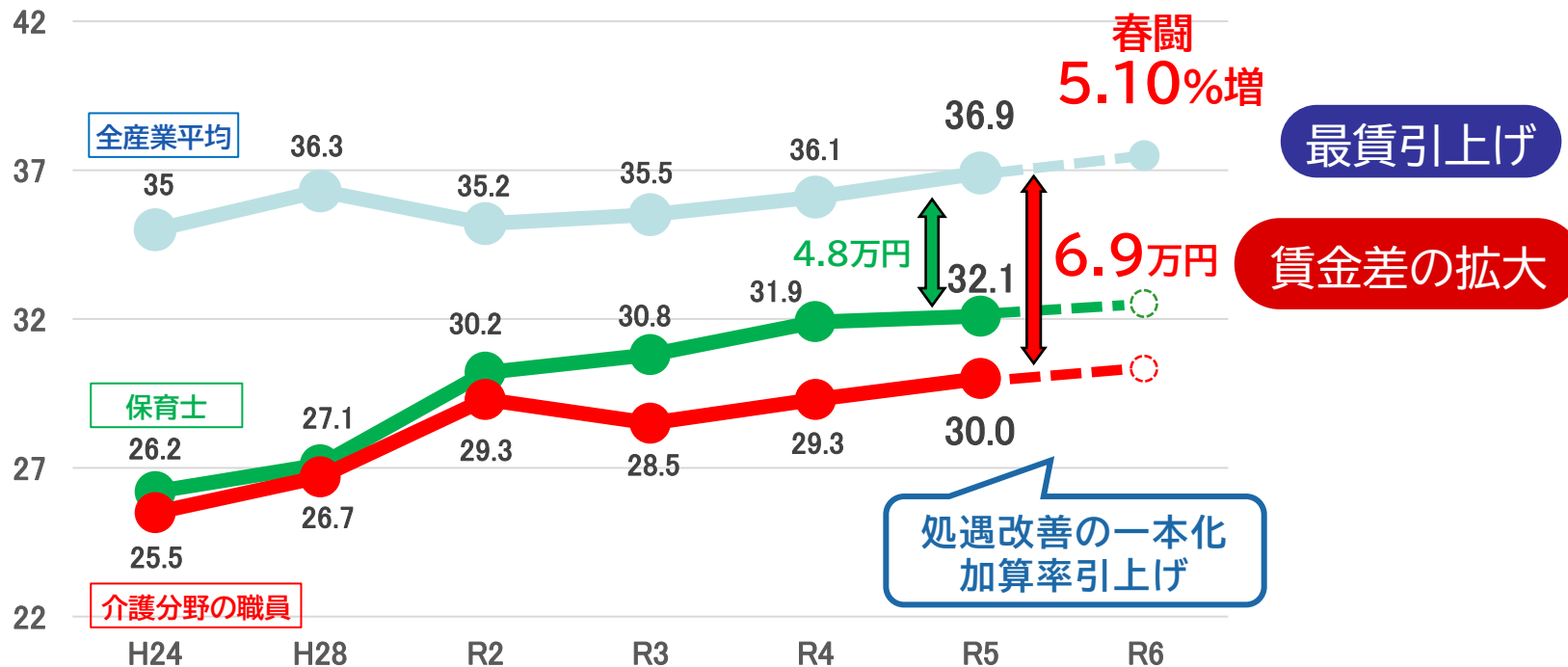
【提言・要望】

全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善
次期改定を待つことない報酬の引上げ

福祉人材の確保・定着

処遇改善

職種別平均賃金



※月収(万円)役職者を除く

出典: 全世代型社会保障構築会議(第1回)・公的価格評価検討委員会(第1回)合同会議(2021年11月9日開催)資料等
出典: 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

継続的な財政支援

物価高騰の影響

物価高騰の影響（令和6年6月）

（令和3年比・1施設あたりの平均）

電気代 1.6倍 ガス代 1.5倍 食料・委託費 1.5倍

年 額 **1.900万円 負担増**

物価高騰の影響は長期化！

【提言・要望】

物価高騰に対する継続的な財政支援を

出典：全国経営協「モニター会員調査」（2024年5月）

出典：全国経営協他「介護現場における物価高騰・賃上げ等の状況調査」（2024年9月）

長期化する物価高騰の影響

緊急！「介護現場における物価高騰・賃上げ等の状況調査」結果

1. 調査概要（団体、期間、回答数）

（1）調査団体（9団体）

全国老人保健施設協会、全国老人福祉施設協議会、日本認知症グループホーム協会、
日本慢性期医療協会（介護医療院）、全国介護事業者連盟、高齢者住まい事業者団体連合会、
『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会、日本在宅介護協会、全国社会福祉法人経営者協議会

（2）調査期間

令和6年8月23日～9月6日

（3）調査回答数

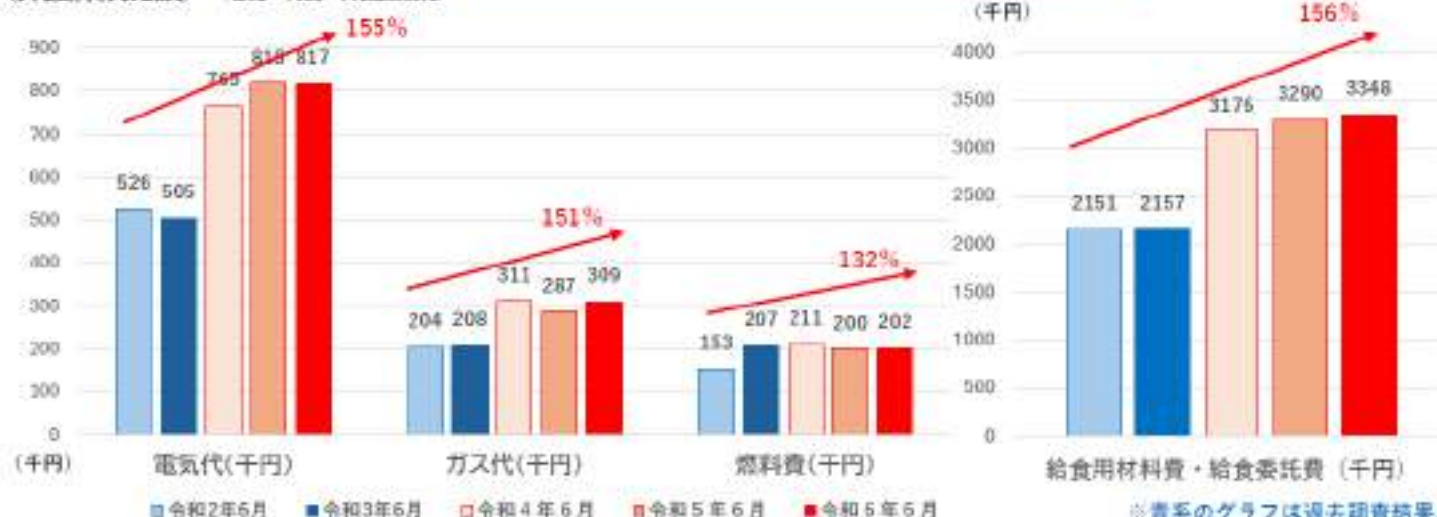
回答数 2,060件 （8,761事業所分）（原則：法人単位で回答する場合はサービス毎に分けて回答）

※事業所単位回答1,487事業所、法人単位573（事業所分7,274事業所）

長期化する物価高騰の影響

1. 物価高騰の状況調査

(介護保険施設) (老健・特養・介護医療院)



(在宅系サービス事業所) (通所介護・訪問介護・(看護) 小規模多機能型居宅介護等)



災害派遣福祉チーム(DWAT)は
社会福祉法人の使命

47都道府県 **10,000**名がメンバー登録

能登半島地震でも迅速に活動を展開

- ✓ DWAT **1,600**名が活動を展開
- ✓ 応援職員 被災**63**施設に **1,550**名派遣
- ✓ 1.5次避難所 **ブロックの協力**で職員派遣

災害関連死を防ぐため、より迅速な活動を

【提言・要望】
災害法制への「福祉」の位置づけ

2. 地域の福祉を守り抜くための提言・要望（継続事項）

国への提言・要望を継続的に展開

- 令和6年度補正予算での早急な財政支援とともに、政府の持続的な賃金改善施策と物価高騰の長期化を見据えた報酬の臨時改定等について提言・要望を継続【全社協福祉懇談会（令和6年10月8日）等】

1. すべての福祉従事者の賃金改善のための公的価格の拡充

- (1) 全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善、臨時改定での対応
- (2) 全産業の賃上げに連動する仕組みの導入（賃金スライド制等）
- (3) 介護、障害福祉、子育て支援等の制度間で異なる処遇改善の仕組み・運用の一元化、対象職種等と法人裁量のさらなる拡大

2. 地域の福祉を守り抜くための提言・要望（継続事項）

2. 物価対策の継続を図る財政支援

- (1) 臨時交付金等の拡充と各地での物価対策の確実な実施
- (2) 食費・居住費の基準費用額の引上げ、物価高騰等に連動する仕組みの導入
- (3) 建築費等の高騰を踏まえた修繕・老朽改築・建替に備えた補助金の引上げ
- (4) 地域ニーズに応じた柔軟な施設整備等のための補助金・交付金の運用改善

3. 少子高齢・人口減少社会に備えた経営基盤の強化

- (1) サービスの質と職場環境を高めるICT等テクノロジーの活用促進
- (2) 福祉制度間での弾力的な資金の活用による事業の多角化・多機能化の促進
- (3) 事業展開を促進する補助金ルール（柔軟な事業転換、返還等）の見直し
- (4) 公的価格の算定構造等の検証、中長期的な視点でのあり方の見直し

4. 社会福祉法人の非課税制度の堅持